

船橋市長 藤代 孝七 殿



2009年度
船橋市予算にかかる要望書



日本共産党千葉県西部地区委員会

地区委員長 仁木利則

日本共産党船橋市議会議員団

代表 関根和子

◇ 予算要望書 もくじ

2009年度予算編成にあたっての要望	2
00. 平和問題	6
01. 市長公室	7
02. 企画部	8
03. 総務部	11
04. 財政部	12
05. 税務部	13
06. 消防局	14
07. 市民生活部	15
08. 環境部	17
09. 経済部	20
10. 健康福祉局	
1) 健康部	22
2) 保健所	23
3) 医療センター	24
4) 福祉サービス部	25
5) 子育て支援部	29
11. 建設局	
1) 都市計画部	31
2) 都市整備部	32
3) 道路部	34
4) 下水道部	43
5) 建築部	44
12. 教育委員会	46
1) 管理部	47
2) 学校教育部	49
3) 生涯学習部	53
13. 議会	56
14. 監査委員	57
アンケート集計結果	58

2009 年度予算編成にあたっての要望

アメリカのサブプライムローンの破綻に端を発した金融危機が世界の経済に大きな影響を与えています。

この原因は、カジノ化したアメリカの金融市場を放置し、競争をあおり、弱肉強食を奨励した「新自由主義」にあります。

2009 年早々にアメリカ大統領に就任が予定されているバラク オバマ氏は、その是正について言及し始めていますが、その行方は未知数です。

これまで、すべてアメリカの「言うがまま」に日本の舵取りを行ってきた自民・公明の連立政権が、「変革するアメリカ」にどう対処するのかわかりませんが、国民の評価が下がり続けていることは、各種の世論調査に表れているとおりです。

そんな中で、一つの変化がありました。それは（平成 20 年度版）厚生労働白書のなかで「社会保障費の経済波及効果」について、「公共事業より大きい」とする記述がなされたことです。

1998 年、日本共産党がこのことについて、国会でも質問し政府もそれを認めた経緯を、機関紙「赤旗」評論特集版に掲載しましたが、自民党はなお「社会保障への税の投入はムダ使い」あるいは「社会保障への税の投入は財政を悪化させる」などと宣伝し、社会保障の充実に後ろ向きの姿勢をとり、年間 2,200 億円という社会保障費の削減をし続けてきました。

船橋市も、財政が厳しければ「福祉を削る」という手法で、これにならってきました。しかし、それが「うそだった」ことを、この白書は明確に認めたこととなります。

経済情勢の変化の中で、これまでの「外需だのみ」の経済政策の転換が必要だということは各界から叫ばれるようになっていきます。

「内需主導の経済体制にする」には、国民の不安を取り除き、消費を拡大する以外にありませんが、その鍵をにぎるのは社会保障の充実です。

以上述べたこととあわせ、市内では多額の売り上げを上げながら法人市民税の均等割額しか納めない大型小売店の実態を知らせ、大型店には出店規制を行い、地元の中小零細業者を育成することで、市民が消費に使った貨幣が市内で循環するような施策を採ることを政策の柱とすることを求めます。

なお、市長が進めようとしている「合併して政令指定都市をめざす」という方針は、財政の問題を考えるなら、改善どころか破綻への道であることは、政令指定都市を選択した他市の経験からも明らかです。

中核市へ移行して、財政を圧迫し市民サービスを低下させた失政を繰り返さないよう警告するものです。

また、市の許認可業務に関して市幹部職員が贈賄で逮捕される事態は、かつてなかったことであり、市政への信頼を大きく損なうものです。市民の信頼を回復するためには、早急なる対応をすべきです。

以下に日本共産党船橋市議員団が毎年行っている市民アンケートに寄せられた声などをまとめましたので、実現されるよう要請します。

1、後期高齢者医療制度の廃止を国に要請すること。

後期高齢者医療制度が導入されて以降、この制度についての国民の怒りの声は拡がるばかりです。

この制度の発端となった、1983年に表明された厚生省保険局長（当時）の「医療費亡国論」とでも言うべき、「このまま医療費が増え続ければ国家がつぶれる」という見解も誤りであることが明らかになっています。

この見解は、医療費が際限なく「増え続ける」という根拠も、その原因が高齢者の医療費だという論証もなく、社会や経済の変化に対する考察もなしに示されたもので、国民を恫喝し、世代間分裂を煽るためだけに使われたことが、いまでは明白になっています。

「年齢によって人間を区分けし、差別する」後期高齢者医療制度は廃止するよう、国に求めること。

2、不動産業界の「まち壊し」をやめさせるよう、自治体の権能を発揮すること。

低層住宅の中に乱暴に建設される高層マンションによって、住環境が破壊され、景観が破壊される事態が頻発しています。

また、近隣商業地域や商業地域の「高い容積率」を、商業施設ではないマンション建設に利用されています。そのために「日の当たらない住居」が拡大し、将来自治体にとって大きな負担となる「負の遺産」が蓄積され続けています。

これらの問題解決のために自治体の権能を発揮するよう次の取り組みを行うこと。

- ① 不十分という指摘はあるが、絶対高さ制限を盛り込んだ都市計画決定を早期に行うこと。
- ② そして、「都市計画の用途地域指定に沿った土地利用」に誘導するための条例化を進めること。
- ③ 低層住宅がつらなっている地域には高層マンションを建設できないよう、都市計画の変更すること。

3、自衛隊習志野駐屯地へ配備された PAC 3 の撤去を求めること。

自衛隊習志野駐屯地に配備された、弾道ミサイル迎撃ミサイル PAC 3 は、市民を守るためでも国民をまもるためにも役立たないばかりか、船橋市民や近隣市の市民を危険にさらす物です。

このミサイル配備を直ちにやめ、撤去するよう国に要請すること。

4、国民健康保険料、介護保険料の引き下げを行うこと。

国民健康保険料や介護保険料、それに後期高齢者医療保険料負担が市民の暮らしを圧迫している実態がアンケートで明らかになっています。

- ① 税を投入し、これら市民負担を引き下げること。
- ② 「福祉のため」と言って導入された消費税は、その9割近くが「企業減税に横流し」されています。福祉財源を国に求め、国の「詐欺的行為」を市民に知らせること。

- 5、身近な道路の整備で歩行者等の安全を確保すること。

アンケートには、歩道が狭い、歩道が無い、歩道に電柱が立っているなど、市民が歩行中に危険を感じている実態が多数寄せられています。

それらの整備とあわせて、車優先の交通体系の見直しを行うこと。
- 6、子育て支援策を充実すること。
 - ① 保育園、放課後ルームの増設をすすめ、待機児を解消すること。また、放課後ルームの指導員の待遇を緊急に改善し、施設基準も国・県と同じ1.5㎡/児となるよう改善を行うこと。
 - ② 公立保育園の民間委託は行わないこと。
 - ③ 産科、小児科医療体制整備を県や国に要請すること。
 - ④ 遺児手当を離婚世帯にも適用すること。
 - ⑤ 幼稚園保育料の軽減をはかること。
- 7、教育環境の整備をすること。
 - ① 学校施設の耐震補強工事を急ぐこと。
 - ② 特別支援教育体制の充実を早急に進めること。
 - ③ 子どもは競争で育つものではありません。ですから全国一斉学力テストに参加せず、また学校選択制も導入しないこと。
- 8、財政破綻を招く政策をやめること。
 - ① 船橋市は中核市を選択したことによって、財政負担が拡大し市民への負担押し付けを行いました。その反省もなしに、今度は「合併して政令市」への道を模索しています。

国の押し付けによるこの企画は直ちに止め、すでにこの方法を採用した自治体の財政状況に学ぶことを求めます。
 - ② 船橋駅南口再開発事業の赤字が市財政にとって大きな負担となっています。このことに学び「海老川上流域区画整理事業」は断念することを求めます。
 - ③ 東葉高速鉄道に対する、国の「沿線開発」と「自治体への責任押し付け」方針に反対すること。
- 9、大型店の進出を規制し、地域商店の活性化、地域農業の活性化を図ること。
 - ① 市の税収への貢献度などを明らかにし「地元商店での買い物」を運動化し、市民に呼びかけ協力を求めること。
 - ② 大規模小売店舗を規制するか、各店舗の収益を課税単位とするよう規制すること。
 - ③ 体験型農業制度、直売所マップ、朝市などの奨励と支援策を進めること。
 - ④ 船橋市で水揚げされる海産物が、市内で消費できるように流通経路の整備をし、市内漁業の振興と市民の消費生活の充実を図ること。

10、市幹部職員の収賄事件について、市民の信頼回復に努めること。

- ① 便宜を図ったのは、今回の業者、今回の件だけなのか、その他の件も含めて調査すること。
- ② 主幹当時の事件とされるが、便宜を図ることがなぜ出来たのか。課内でのチェック機能はないのか。当時の課長や部長は、必要なチェックをしていたのか。
- ③ 便宜供与の内容はどのようなものか。
- ④ 再発防止の対策を、明確にすること、
- ⑤ 市長の責任を明確にすること。

00. 平和問題

1. 憲法改悪に反対し、憲法9条を守ること。
2. インド洋での給油活動など、戦争支援をやめるよう求めること。
3. 有事法制に反対し、市の施設や自治体職員の協力は拒否すること。
国民保護計画は廃止すること。
4. 米軍横須賀基地への原子力空母配備に反対すること。
5. 平和事業の充実
 - (1) 毎年行われる平和行進に対し、市として後援を行なうこと。
 - (2) 8月6日、9日の原爆投下時に合わせて、防災無線でサイレンをならし、市民へ「黙祷」を呼びかけること。
 - (3) 公立の「平和資料館」を建設すること。
 - (4) 被爆者援護条例を制定すること。
 - (5) 原爆被爆者の広島、長崎への派遣については必要な付添人には派遣費を助成すること。
6. 市内および近隣にある自衛隊基地について、国に対して次の点を申し入れること。
 - (1) 習志野基地、下総基地の撤去を国に要請すること。
 - (2) 習志野基地の新型パトリオットミサイルPAC3の即時撤去を求めること。
 - (3) 市街地での飛行訓練を中止すること。
 - (4) 「米軍再編」ですすめられる米軍と自衛隊の戦闘司令部の一体化により基地機能が強化されることに反対すること。
 - (5) 旧軍が遺棄したと証言のある毒ガスについて、市民が納得できる安全が確認されるまで調査をすることと、調査の経過・結果など、市民に情報公開を行うことを要求すること。
7. 核兵器廃絶のための行動に取り組むこと
 - (1) 平和市長会議が呼びかけた「核兵器廃絶のための緊急行動——2020ビジョン」に賛同し、市としても取り組むこと。
 - (2) 核兵器廃絶の実行に踏み出すことを求める国際署名「すみやかな核兵器の廃絶のために」の署名運動に協力すること。

01. 市長公室

1. 防災について

1. 常備消防力を直ちに国基準まで整備し、さらに高齢化による需要増に合わせた必要な体制整備を図ること。
2. 避難場所の機能を充実させること。
 - ① 耐震診断、耐震補強工事を行うこと。
 - ② 防災用の備蓄は定期的に見直しを行い、必要な物品の補充を行うこと。
 - ③ 防災備品の管理責任を明確にし、使用可能な状態にしておくこと。
 - ④ 地域住民と協議し、避難場所機能を充実させること。
 - ⑤ 避難場所は住民にわかりやすく表示すること。
3. 公共施設の耐震診断、耐震補強工事を速やかに実施すること。
4. マンションなど集合住宅を含め個人の住宅の耐震補強をすすめるために、耐震診断や耐震補強工事の助成制度を充実させること。

2. 原子力行政について

1. 原子力発電の新設は行なわないこと。プルトニウム使用の高速増殖炉の利用は中止するよう政府に要請すること。
2. 原発の現行耐震基準では安全確保ができないので、見直しを行うとともに浜岡原発など、震源域にある原発の安全性の調査を行うよう、政府に要請すること。

3. 広報について

1. 広報やホームページ以外にも、市民に市の情報がいきわたるよう工夫すること。
2. 市役所、出張所はもちろん、公民館、図書館などの公共施設でも市の情報が得られるようにすること。
3. 施策の変更等に際しては、市民に対し正確な情報を提供し、説明責任を果たした上で意見募集をすること。

02. 企 画 部

政策決定を透明化するための事務手続きを整えること。業者との癒着を防ぐための天下り禁止基準、物品を受け取らないなどのルールを明確にすること。

1. 東葉高速鉄道および北総鉄道について
 - (1) 高すぎる運賃の引き下げ及び増発によるサービスの向上をはかること。
 - (2) 経理の公開を行なうこと。
 - (3) 通勤通学定期の割引率を引き上げること。また、割引のために、市として財政的な補助をすること。
 - (4) 市に過大な負担となっている東葉高速鉄道の財政支援スキームを見直し、国に支援を求めること。

2. JR・京成・新京成・東武・北総・東葉高速・東京メトロの各鉄道会社との間に、次の改善をもとめ、協議を行なうこと。
 - (1) 新京成に前原駅の無人化をもとにもどし、今後の無人化計画をやめるよう、要請していくこと。
 - (2) JR 西船橋駅について
 - ① 構内のホームは幅が狭く、混雑時は線路に転落する危険があるので安全柵をつけること。
 - ② 快速電車停車についてJRに働きかけること。
 - ③ 武蔵野線の混雑緩和のため、増便を行なうこと。
 - ④ 南側にも上下両方のエレベーター・エスカレーターを設置すること
 - (3) 高架駅のエスカレーター、エレベーターの設置（JR南船橋駅、三咲駅・滝不動駅・高根木戸駅・薬円台駅東口・前原、東武馬込駅、鎌ヶ谷大仏など）。
 - (4) JR船橋駅北口側に切符売場を設置すること。
 - (5) 新京成滝不動駅北側に出入り口の設置を。
 - (6) 新京成二宮鉄橋、京成線海神2丁目の鉄道による騒音対策をはかること。
 - (7) 東武線馬込駅駅のトイレを改修すること。
 - (8) JR下総中山駅南口にスロープの設置を。現在は6段の階段のみであり、高齢者・障害者にとっては危険であり、車椅子での利用は不可能である。シルバーカー、ベビーカーで北口へまわるのは大変。
 - (9) 新京成二和向台駅東側に出入り口の設置を。
 - (10) 新京成鎌ヶ谷大仏駅東側に出入り口の設置を。

3. 船橋市にとってメリットの少ない成田新高速鉄道への出資は行なわないこと。そのための再協議を行うこと。

5. バス路線について
公共交通機関としての、バスの通勤時間帯の定時制を確保するため、抜本的な対策を検討すること。特に高齢者にとってバス利用は安全で利便性があるので、次の要望に

こたえること。

- (1) バス停に屋根、ベンチを設置すること。
- (2) 医療センター廻りのバス運行の増発。
長福寺下のバス停から船橋駅方面のバスについて、時間通りの運転と運転本数の増加を。
- (3) 高根台・習志野台方面から医療センター・馬込霊園へのバス路線の新設。
- (4) アンデルセン公園利用者のためのバスを増発すること。
- (5) 高根公団～さつき台間のバスを増発し、終バスの時間延長を行なうこと。
- (6) 船橋～中沢間のバス路線の新設（運動公園からのバスの延伸）。
- (7) 船橋駅北口と行田団地間のバス路線の新設。
- (8) 津田沼駅～日大理工学部前間の、日大付近バス路線の運行計画の見直しを行なうこと。
- (9) 必要な箇所にバスベイを設けること（宮本・古和釜線－習志野台1丁目、296号線、木下街道など）。
- (10) 船橋駅北口から北習志野・豊富農協・古和釜方面へのバスの増車と、終バスの延長をすること。船橋駅北口から豊富行のバスを倍加すること（利用者が多い）。
- (11) 船橋駅北口～金杉台団地路線の夜21：30以降の本数を増やすこと。
- (12) 津田沼～千葉病院前のバス増発と定時制の確保。
- (13) 競馬開催時、行田～西船橋間のバス定時制の確保。
- (14) 坪井地区へのバス乗り入れを実現すること。
- (15) 高根公団～滝不動～三咲～八木ヶ谷～高野台～鎌ヶ谷大仏 路線の新設。
- (16) 西船南口～行田団地行きバス（都市計画道路経由）。
- (17) 八木が谷から二和駅・三咲駅の循環バス路線新設。
- (18) 高齢者や障害者が乗り降りしやすい低床バスへの改善。
- (19) 馬込沢駅を通る丸山地域内を循環するワンコインバスの新設。
- (20) 若松団地から船橋駅までのバスの増設。
- (21) 西船橋～桐畑間、西船橋～白井間のバスを増便すること。
- (22) 芝山東小学校前をとおるバス路線に復活すること。

6. マイカーに依存した交通体系から、公共交通を中心とした交通体系へ転換を図ること。

- (1) 交通困難地域対策に取り組むこと（八木が谷、みやざき台、三山、習志野台、大穴北4丁目～三咲、楠が山、金堀、豊富、丸山地域）。
- (2) 交通不便地域の高齢者等のために、100円程度で利用できるコミュニティバスの運行を図ること。
- (3) 交通不便地域支援事業の利用対象を高齢者だけでなく、障害のある人、幼児、介護者などの交通弱者全体に広げ、路線や本数を拡充すること
・二宮地域から市役所への便の設置

7. 女性の社会進出を高めるために

女性の管理職への登用を積極的に行うこと。

- (1) 各種審議会・協議会委員に女性を抜本的に登用すること。
- (2) 女性パート労働者に対しての実態調査を行ない、待遇改善などの提言を行なうこと。

8. 三番瀬をラムサール条約登録湿地に指定するようとりくむこと。
9. 船橋市域の水際線（海浜公園の浜除く）に市民が近づけ親しめるよう、企業や港湾管理者と協議し、周辺整備を行うこと。
10. 住宅問題について
「船橋市住生活基本計画」に都市再生機構が管理する住宅および雇用・能力開発機構が管理する住宅を「明確に位置づけ」て、「居住の安定を図る」こと。
11. 国有地の取得について
 - (1) 国有地の払い下げについては、地方自治体が優先的に取得できるよう、財務省に働きかけること。特に、道路沿いや市街地など歩道や公園、公共施設の建設が予定される地域では事前に連絡するよう求めること。
 - (2) 以下の国有地等は地域住民の意見を聞いて市民のために利用すること。
 - 古作1-8-7
 - 三山8丁目自衛隊官舎跡地
12. 若年者や高齢者に対して、雇用確保をすること。

03. 総務部

1. 成果主義賃金制度は職員の意欲を低下させ、行政サービスを低下させるので導入しないこと。
2. 非常勤や臨時職員の賃金を引き上げ、生活できる金額とすること。放課後ルーム指導員の賃金引き上げをすること。
3. 職員の採用に当たっては公正を貫くこと。プライバシーを守った形で、順位、点数なども公表すること。
 - (1) すべての職種について公募を行なうこと。
 - (2) 退職者や年度途中の欠員等については正規職員で完全に補充すること。
4. 市民サービスに直結する部門の職員の配置基準を後退させないこと。
5. 残業時間の偏在をなくし、必要な人員を確保すること。「財政難」を理由として、時間外勤務手当の一律カットによるサービス残業のおしつけを行なわないこと。
6. 職員の業務姿勢について
 - (1) 職員は専門家として、自分の仕事についての学習・研鑽に務めること。
 - (2) 相談に来た市民の要求がたらい回しにされることがないように親身になって相談にのること。
 - (3) フェイスの総合窓口の職員はパートでなく正規職員を配置をすること。
7. 業務の民間委託を拡大しないこと。
8. オンブズパーソン制度を創設すること。
9. 情報公開を拡大する。公社等、市が出資している法人の情報も公開すること。
10. 補助金が規則や要綱での根拠がなく長年支出されているものがあるので例規で定めること。
11. 各審議会委員選任については、広く公募制をとりいれ公募委員の枠を拡大すること。
12. 行政資料室には、市の行政資料をすべてそろえ内容を明らかにすること。各課のもっている要綱・基準もそろえること。ホームページ上でも公開すること。

04. 財 政 部

1. 減税による減収の補填を国が完全に行なうよう求めること。
2. 高い金利の市債の引き下げ及び低利への借りかえを国に要請すること。
3. 縁故債の借入は低金利のものになるよう入札を行うこと。
4. ひきつづき入札制度の改善に取り組み、「談合」の防止に努めること。
 - (1) 実績要件をはずし、参加業者を増やすこと。
 - (2) J Vのうちの入札参加者が限定される市内業者は落札後に決定するなどの談合防止策を講ずること。
 - (3) 委託業務も一般競争とし、郵便入札制度などを取り入れ、談合防止と契約金額の適正化をはかること。
5. 官公需の地元中小業者向け発注を増やすこと。
 - (1) 市の発注する工事の下請事業者には市内業者の受注割合を拡大するよう、あらゆる機会に元請事業者に要請すること。
 - (2) 共同企業体を構成する業者に発注する場合、「地元請負業者の仕事比率」を高めること。
 - (3) 分割発注などで小額の発注とせずい意契約を増やすこと。
 - (4) 協同組合化などの援助を行なうこと。
6. 公共事業においては、労働者に適正な賃金が支払われるよう公契約制度を導入すること。
7. 小型自動車競争事業は廃止すること。
8. 競馬・オート開催時の交通対策を強化し、付近住民に迷惑をかけないようにすること。
 - (1) 中山競馬開催日、場外馬券発売日の周辺道路の混雑解消をはかり、周辺の迷惑にならないよう整備すること。
 - (2) 中山競馬場の場外馬券販売の通年化に反対すること。
 - (3) 船橋競馬場、オートレース場での場外券販売をやめること。
9. 民間委託をしている市の業務のなかで、できるものについては障害者団体に委託し、障害者の就労の条件を広げること。
10. 建設業退職共済掛金納付が公共事業について厳正に行われるよう監視、指導すること。
11. 民間の施設建設費に比べ割高の公的建設事業費を切り下げること。

05. 税 務 部

1. 老年者控除の廃止、給与所得控除の削減、定率減税の廃止、公的年金控除の廃止、また、住民税のフラット化などの庶民増税が実施されているが、元に戻すよう国に要請すること。
2. 消費税の税率引き上げに反対すること。また食料品など生活必需品は非課税にするよう求めること。
3. 固定資産税について
 - (1) 地価下落に応じた評価額の引き下げを行ない、税額を引き下げること。
 - (2) 固定資産税の路線価については、いつでも見られるようにすること。課税ミスを根絶し、是正する体制をとること。
 - (3) 固定資産税の評価方式を収益還元方式に改めるよう国に要請すること。
 - (4) 水害地の固定資産税評価は、治水対策が抜本的に解決するまで評価減を行なうこと。
 - (5) 宗教法人の非課税施設がもっぱら宗教活動に使われていない場合には、適正に課税すること。
 - (6) マンション敷地内の公共的性格を有する諸施設（公園、プレイロット、緑地、道路、通路、防火水路、集会所など）の固定資産税を軽減すること。
4. 市税減免の基準を明確にし、それを市民に広く知らせること。
5. 都市計画税の税率は引き下げること。目的税である都市計画税・事業所税については、その用途を市民に明らかにすること。
6. 習志野自衛隊基地については、隣接土地と同じ評価水準で、固定資産税を課税するか負担金を算定額まで増額させること。
7. 中央競馬会へ課税措置をとること。
8. 資本金1億円以上の市内法人の法人税均等割を制限税率に引き上げること。
9. 有料道路への固定資産税を課税すること。

06. 消 防 局

1. 行政改革として消防職員の削減は行なわないこと。常備消防の強化に責任をもつこと。
2. 消防団運営費については、町会自治会が負担することがないように適正な補助を出すこと。
3. 古和釜分遣所の建設。
4. 救急ネットワークを市境地域では他市の病院にも搬送すること。

5. 市民の安全を確保する、災害に強い街づくりを進めるための提案
 - (1) いつ災害が発生しても対応できるよう、緊急水利対策として市街地を半径 120 メートルの円で埋め、その中心に近い所に「耐震性のある」100 トン規模の貯水槽を設置する。
 - (2) 消防車輛の通行が出来なくなることを前提に、貯水槽近くに可搬式ポンプを配備する。
 - (3) 初動消防力を高めるため、常備消防と市民が連携できるよう組織整備を行ない、緊急時に対応できるようにする。
 - (4) 常備消防力を直ちに基準まで整備し、さらに道路網などを再検討し、災害時に移動困難な個所に分遣所を設置する。
 - (5) 消火栓の位置を明確にする対策を。(自動車が駐車する)

07. 市民生活部

1. 支所、出張所、連絡所の増設について

支所は東西南北4カ所程度、出張所は中学校区、連絡所は小学校区に設置すること。また、市民が市役所ではなく、出張所ですべての業務が完了するように、福祉関係事務をはじめ、業務を拡大すること。

※特に丸山公民館に出張所か連絡所を早急に設置すること。

2. 街路灯の整備を積極的に行なうこと。特に、学校・公園周辺の防犯灯の設置を行なうこと。切れた電球の交換はすぐおこなうこと。

- ・飯山満駅周辺
- ・小室駅から公園までの道に街灯の設置。
- ・小室駅前の幹線道路の街灯を明るく。
- ・新京成線三咲駅への昔の農道の街灯を明るく。
- ・夏見通りバス停馬込霊園前から木下街道に至る坂道に街灯の設置（雨の夜一度歩いて実感してください）。
- ・夏見台団地から夏見台小に向かう道に街灯の設置。
- ・七林小・中学校周辺の街灯をもっと明るく、本数の増設。
- ・木下から行田への道路に街灯を左右に。
- ・総武線西船橋駅北側で西船橋駅から東へ跨線橋までの道路に街灯の設置。
- ・印内一丁目付近の街灯の設置。
- ・薬円台公園や薬円台小学校周辺に街灯の増設。
- ・下総中山駅付近の街灯の増設。
- ・本中山地域の街灯の増設。
- ・坪井中学校付近の街灯の増設。
- ・三咲小学校横と官舎周辺に街灯の設置。
- ・原木中山駅から産業道路に行く前のトンネル入口付近を明るく（街灯の設置を）。
- ・小栗原小裏側通りに街灯の設置を。
- ・海老が作公民館のまわりが暗いので、防犯灯の設置を。（以前から指摘してきましたが、公共施設のある地域は自治会に加入していないため、自治会が設置する防犯灯の谷間となっている公共施設周りに防犯灯を設置する対策を求めます）
- ・習志野台2丁目→水道局→JuJu 広場までの市道に歩道を照らす防犯灯がない、又は少ないので設置を。

3. すべての交番に常時警官を配置すること。次の場所に交番の設置を県警に要望すること。

- (1) 行田団地の交番など、不在が多い交番を常駐にすること。
- (2) 三咲駅前、北習志野駅前、高野台、本中山6丁目または7丁目、金杉台団地に交番の設置を。

4. 防犯対策の強化

- (1) 防犯ボランティアのジャンパーを全員に配布できる補助金を。

- (2) 海神地区中学生下校時、北習商店街、湊中学の通学路京葉道路下。
- 5. 警察官のパトロールを増やすこと。(高野台、宮本、咲が丘、習志野、小室、大穴南、夏見、習志野台)
- 6. 自治会館建設について
 - (1) 「自治会館建設用地の国有財産の取得等に関する基準」を町会・自治会に周知すること。
 - (2) 団地自治会の自治会館建設用地について、コミュニティ施設として用地を提供するよう都市機構に申し入れること。
 - (3) 自治会館のない自治会に対し、会館建設ができるよう用地への補助なども検討すること。
- 7. 本町郵便局・津田沼北口郵便局を拡大するよう求めること。田喜野井、夏見台、山手地域に郵便局を設置すること。人口増にともなうポスト、郵便局の設置を郵便事業㈱に要望すること。
- 8. 年金について
 - (1) 宙に浮いた5000万口の解明を早急にすすめること。
 - (2) 誰もが老後の暮らしを安心しておくれる年金制度にするため、国庫負担を引き上げ、最低保障年金制度を創設するよう、国に求めること。
 - (3) 社会保険事務所年金相談の電話がつかないのを改善を求めること。
 - (4) 窓口ですぐに対応できるよう、体制を整備すること。
 - (5) 市の窓口でも年金相談を行うこと。
 - (6) 年金情報を加入者全員に積極的に通知すること。

08. 環 境 部

拡大製造者責任の法制化を強く国に要請すること。(家電リサイクル法による廃家電のリサイクル費用はメーカー負担にすること)。また、産業廃棄物については中核市移行による許認可権を生かし、良好な環境を維持すること。

「船橋市一般廃棄物処理計画」の基本項目達成のため、具体的手立てを早急に進めること。又、「船橋市CO₂削減地域推進計画」の目標達成のため、具体的手立てを早急に進めること。

◎ クリーン推進課

1. 北部清掃工場の建て替えについては、市民の声を充分にとり入れ進めること。
2. 剪定枝リサイクル事業について、ジャンクサービスへの許可及び単独随意契約を行わないこと。
3. 家庭ゴミの有料化を行わないこと。
4. 清掃工場運転管理などの委託契約については公正な「競争入札」によること。
5. 粗大ゴミの収集の有料化をやめること。
6. 分別収集の徹底による減量化に取り組むこと。
7. ゴミとされた家具・自転車・衣類等が補修・修理できる体制をつくり、市民に販売できるルートを設けるなど、リサイクル事業を強化すること。
8. デポジット制の導入や塩ビ等の有害物を製品に使用しないよう規制強化を国に求めること。
9. 北部清掃工場の余熱の利用については、市民の要望をよく聞き、計画を作成すること。
10. ゴミの最終処分地確保と助成制度の新設を国・県へ要請すること。
11. 企業や家庭のゴミを少なくする啓蒙運動をすすめること。
12. ゴミ袋は「指定以外のもの」でも可とすること。
13. ペットボトルについて、現在の拠点回収では、燃えるゴミとして出してしまうがちであり、ペットボトル回収を各ゴミ置場で回収すること。
14. 高根台団地建て替えによる空き家のゴミステーションには、粗大ゴミ、冷蔵庫などの家電品が不法に投棄されている。市として厳しく取り締まること。
15. ビン・カン回収置き袋を容器に改善すること。

◎ 環境保全課

1. アスベストによる被害を防ぐための対策を強めること。市の施設だけでなく民間施設の建設解体では、万全の飛散対策を行うこと。
2. 道路公害の全面的な調査をすすめ、沿道住民の健康をまもる対策を強めること。
3. 教育委員会と連絡をとり児童生徒の呼吸器系の実態調査を行ない、公害対策を強化すること。
4. 川の汚染防止のために各戸に流し用のコシ紙のゴミ袋を無料配布すること。

5. 二酸化チッソ（NO₂）の環境基準値を0.02ppm以下で条例化すること。
6. 地下水の汚染防止対策を強めること。
 - (1) 汚染源となる工場などに対する指導を徹底すること。
 - (2) 井戸水の検査を市の責任で行なうこと（トリクロロエチレンなど）。
7. 自衛隊下総・習志野基地の飛行機、ヘリコプターの騒音について定期的に測定を行ない、公表すること。訓練に関する環境協定を結ぶこと。
8. 東武鉄道に騒音対策を行なわせること（馬込町市営住宅など）。
9. 新京成二宮鉄橋、京成線海神2丁目の鉄道による騒音対策をはかること。
10. 丸山4丁目ゴルフ練習場、強風時の騒音対策を行なうこと。
11. 野焼きの実態を調査し、中止するよう指導すること。
12. 湾岸道路沿いのゴミ焼却の排煙を規制すること（市川市域）。
13. 船橋駅前バスターミナル及び原木中山駅の鳩の糞害対策を行うこと。（原木中山駅）

◎ 環境衛生課

1. 空地の雑草除去及び防虫について、地主への指導も含め、適切な対処を行なうこと（とくに通学路周辺）。
2. 公衆便所を増やすこと。主要な駅に設置すること。また、津田沼北口（公衆電話の周辺の悪臭対策）、新京成北習志野駅は早急に設置すること
3. 「し尿くみとり」の無料化をめざし、当面値下げすること。
4. 合併浄化槽設置の補助金を増額すること。
5. コミュニティプラントの管理、補修に補助をすること。
6. 葬祭事業について
 - (1) 墓地の拡充については、交通問題等、地域住民に迷惑をかけること。
 - (2) 園内の道路案内を整備し、スムーズな車輛の通行をすすめること。混雑時は車輛の誘導員を置くこと。
 - (3) 永代使用料の引き下げを行なうこと。
 - (4) 市営霊園に合葬式墓地を設置すること。
 - (5) 市の葬祭事業の拡充を徹底すること。

◎ 産業廃棄物課

1. 楠が山、平成建設工業㈱の違反行為について毅然ととりしめること。
 - ・ 不完全な燃焼の改善（悪臭をもとから出さない）
 - ・ 残土条例違反の是正
 - ・ 土・日・祭日の燃焼行為についての指導監督体制をとること。

- ・井戸水への汚染について企業負担で調査すること。
2. 豊富町、(有)風原総業の中間処理施設づくりについては、周辺住民の同意を得るよう指導すること

09. 経 済 部

平成14年にまとめられた「船橋市商工業進行ビジョン」が全く生かされていない。多額の予算を投入して策定した本計画の中で活用できる事項は早急に実施してゆくことを求める。

鹿児島市では中心市街地活性化事業として多数の事業が展開されていて、地域でお金が回る努力がされている。福島県では大型店出店規制条例が制定されるなど従来の大型店の出店放任政策への見直しが始まりつつある。深夜営業などは青少年の健全育成、エネルギーの浪費などからも見直しが必要である。

また、商工会議所などへの団体助成金が条例や規則の根拠が無く支出されていることは公金の支出の原則からもあってはならない。公共的な目的にかぎり、条例等に明確な根拠を定めるべきである。

1. 市内生産野菜の指定品目をふやし、補償率を上げること。小中学校で市内野菜などの消費を高めるため、生産者（農協）・市場・教育委員会の連携をつよめること。
2. 米輸入をやめるとともに自給率向上、主食保護、食の安全のためWTO諸協定の改正を政府に要請すること。
3. 農地の宅地なみ課税の撤廃を国に要求すること。
4. 遺伝子組み替え食品の表示は義務づけるよう国に要請すること。安全性が確認されるまで輸入を禁止するよう求めること。
5. 農地の違法転用を防ぐため、パトロールを強化すること。
6. 農民の健康診断の助成を増やすこと。
7. のり、あさりなどの青潮被害について助成をすること。
8. 農業用廃棄塩化ビニールフィルムやポリエチレンフィルムの処理について農家の負担を軽減すること。
9. 住宅地に隣接する農地では、農薬散布の際にどんな農薬をいつ散布するのかを周辺住民に周知するよう、指導すること。
10. 生産緑地地区の追加指定を行なうこと。
11. 市民農園の拡充と「子どもたちの体験農業の場」を設置すること。
12. 大型店のこれ以上の進出を規制すること。
 - (1) 大手スーパー、デパートなどの営業時間、不当な安売りなどを規制し中小小売店の営業を守ること。
 - (2) 大店立地法による大型店の進出に際しては、良好な都市環境の形成の視点を加え、地域コミュニティへの影響を審査基準に加えること。
 - (3) 審議会を設置し地元住民、消費者、商店街、中小小売業者の意見を反映させること。
13. 大型店の荷物の搬入は、日中に行なうと、交通渋滞の原因となるので改善すること。
14. 大型店の駐車場待ちの車は交通渋滞の原因となるので、改善させること。
15. 本町商店街の路上駐車対策と、本町スーパーヤマイチの市道上の駐輪対策をとること。

16. 不況が深刻化、長期化する中で中小業者の振興対策を強化すること。とくに零細事業者対策を行なうこと。
 - (1) 産業振興条例や船橋市商工業振興ビジョンを実効あるものにするため、今後も市内商工業者の意見をよく聞き具体的手だてを予算化すること。
 - (2) 市独自の緊急融資制度を創設すること。
 - (3) 官公需の地元発注をふやすこと。特に分割できるものについては分割発注し、小規模零細業者への発注をおこなうこと。特定業者に偏らないよう各課への発注指導をすること。提出書類事務の簡素化を行なうこと。
 - (4) 小規模、零細業者が主に利用する特別小口融資制度を不況対策として、赤字でも利用できるように改善すること。
 - (5) 融資返済困難者に対しては、返済期間、据え置き期間を長期化すること。元金返済の据え置き措置など行なうこと。その場合、ペナルティーは課さないこと。
 - (6) 住宅リフォーム資金助成制度を創設すること。
 - (7) 原油高騰、株価変動による影響を受けた中小業者への助成を行うこと。
17. 商店街活性化のため、助成を行なうこと。
 - (1) 空店舗対策のアドバイスや助成を行なうこと。
 - (2) 街路灯の設置・維持管理は全額公費で行なうこと。
18. 高齢者等が身近な所で買物ができるような商業振興をはかること。
19. 働く人の雇用を守ること。また、職業病などの相談会を中央公民館で開催できるよう支援すること。(他市は会場使用料免除、市が確保している)
20. 勤労市民センターは、勤労者の使用料を無料とし、その他の使用料も引き下げること。また、駐車場についての対策をたてること。
21. 海浜公園、アンデルセン公園の入場料を無料とすること(特に子どもについて)。また、子ども達の安全をはかるため必要な場所に職員を配置すること。
22. 海浜公園の、浜の「アオサの清掃」をまめに行なうこと。
23. 海浜公園に野鳥観察所を設け、生物と三番瀬の看板を設置すること。
24. 海浜公園野球場のグラウンドを整地すること。周りのネットを、硬式野球もできるように、もっと高くすること。
25. 海浜公園地先で、採餌する野鳥の保護のための改善をすること。
26. 港区で行っている雇用支援制度「ビジネス版インターンシップ」の導入など若者の就職支援制度を取り入れること。
27. 道路を占有して商品を展示している商店を指導すること。

◎ 中央卸売市場

1. 一般会計からの繰出しが年々増加している。今後のあり方について検討すること。市場の活性化について生産者、商店、卸、消費者、議会の代表者による審議会を設け、検討すること。
2. 市場のコンクリート塀は、植栽にし、街の景観を高めること。
3. 卸売市場法改悪による市場機能低下を防止するため、市独自の施策を展開すること。

10. 健康福祉局

1. 全ての福祉施設の補強工事を早急に行うこと。
2. 高齢・障害・児童福祉の申請手続き等は、出張所でも取り扱うこと。

1) 健康部

◎ 健康政策課

1. 市内の医療機関に対して、差額ベッド代の国通達を守るよう、周知し指導すること。
2. リハビリ期間の日数制限を撤回するよう国に要請すること。
3. 介護施設の指導監査にあたっては、入所者の人権を守った処遇、施設の衛生管理、労働者の労働環境についても指導すること。

◎ 健康増進課

1. ガン検診を無料に戻すこと。すべての科目で年齢制限を撤廃すること。
2. 子どものインフルエンザ予防接種に助成をおこなうこと。
3. 妊婦検診はすべて無料にすること。
4. 市境住民の検診は隣接する市外病院でも受けられるようにすること。(予防接種は受けられる。)

◎ 国民健康保険課

1. 68歳・69歳の医療費助成制度を元に戻し、さらに対象の拡大をはかること。
2. 国民健康保険料を引き下げること。
3. 保険証の更新に際しては加入者全員に無条件で郵送交付し保険証の取り上げは行わないこと。資格証明書や短期保険証は発行しないこと。
4. 傷病手当、産休手当制度を実施するとともに、強制給付とするよう国に要請すること。
5. 保険料の減免制度を市民に知らせ、「公費の扶助を受ける」に準ずる世帯に枠を拡げること。
6. 人間ドッグに助成すること。
7. 医療費自己負担の減免制度を広く市民に周知すること。
8. 国に後期高齢者医療制度の廃止を要請すること。
 - (1) 資格証明書の発行をおこなわないこと。
 - (2) 高齢者の負担増となる保険料や葬祭費の減額に対し市独自の救済対策をおこなう

- こと。
9. 市国保の葬祭費を10万円に戻すこと。

2) 保健所

1. 旭硝子工場跡地周辺の住民に、飲料水、土壌の汚染、アスベスト被害がでていないかどうか、相談・健診の体制をとること。
2. 食品や環境の衛生監視員を増やすこと。
3. あんまマッサージ指圧・はり・きゅうを市民が利用する際、免許をもっている医院を選択できるよう対策を講じること。

3) 医療センター

1. 費用負担を県に要請すること。
2. 差額ベッド料の徴収をやめること。緩和ケア病棟に個室料徴収の特別室は設けないこと。
3. 看護助手、給食などの民間委託をやめ、市の直営にすること。
4. 看護師の労働条件を改善をすること。
5. 完治しないうちに、入院患者を他院に移さないこと。
6. 非紹介患者初診加算料は徴収しないこと。
7. 医療センターへの送迎バスを運行すること。
医療センターのバス停を敷地内に移動し、病院玄関に近づけること。

4) 福祉サービス部

1. 民生委員の研修については、介護保険や生活保護など、市民の要望の高いものについては、充実させるなどの援助をおこない、民生委員の資質の向上に努めること。

◎ 地域福祉課

1. 福祉銀行の貸付の額を引き上げること（当面、1カ月の生活費に見合う最低額として10万円に）。原資を引き上げること。
2. 市独自の生業資金貸付制度の新設をすること。
3. ボランティアが地域で活動するための場所を確保し、ボランティアの要望に基づいて、十分な面積・収納・備品などを整備すること。

◎ 高齢者福祉課

1. 船橋市高齢者福祉計画は、市民の実態に基づいて、必要な人が必要なときに必要なサービスが受けられる体制となるよう見直すこと。
 - (1) 特別養護老人ホームなどの基盤整備計画を実態に合わせたものにするるとともに待機者を出さない基盤整備をすすめること。
 - (2) 養護老人ホームやケア付き住宅など、介護保険からはずれた要援護高齢者の入所施設の整備も計画にもりこむこと。
 - (3) 総武線以南の地域は施設在宅ともに、介護サービスが不足しているので整備すること。
2. 市立の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームを増設し希望者を全員入所させること。居室は個室にすること。負担金以外の料金の上乗せは行なわないこと。
3. 療養型病床の増床をすすめること。国の削減計画に反対すること。
4. 福祉サービス公社のホームヘルパーの待遇を改善し、良質な介護サービスを実施すること。チームに看護婦を含むようにすること。
5. さざんかホームヘルプサービスの利用料を引き下げ、内容を充実させること。入院中の洗たくなども対応できるようにすること。
6. 独居老人の暮らしと健康について、自治会と常時連絡をとるなど、その体制づくりを急ぐこと。
7. 生きがい福祉事業団の事業内容の充実をはかること。時給を引き上げること。高齢者に対し、職業確保のための相談の充実と職安への働きかけを行なうこと。
8. ねたきり老人、重度痴呆性老人の介護手当を復活すること。
9. はり・灸・マッサージ助成制度を継続すること。
10. ねたきり老人のおむつ代を増額すると共に、入院ねたきり老人のおむつ代助成制度に

- についても適用をひろげること。また支給にあたっては現金支給も認めること。
11. 老人いこいの家を増やし、きめ細かく設置すること（200人に1カ所）。
 - (1) 公設のいこいの家も増やし、風呂の設置など内容の充実をはかること。
 - (2) 電話、クーラー、物置、雨戸など必要なものは設置すること。
 - (3) 施設や備品の補修や取り替えを行なうこと（扇風機、畳、カーテン、ガス警報機、照明器具など）。
 12. 老人クラブへの助成を増やし、交付基準を改善すること。最低規模 15 名から認めること。講師等呼んだ場合の講師料の助成をすること。
 13. バスなど交通機関の無料パスを発行すること。
 14. 敬老祝金が 75 歳以上の支給となったが、以前のように 70 歳以上の支給に戻すこと。
 15. 敬老会助成費の増額を行なうこと。
 16. 無料の給食サービス新規受付を再開し、さらに充実させること。
 17. 入浴券は 65 歳以上の全ての希望者に交付し、また、枚数を増やすこと。
 18. 日用品給付・貸与事業について所得制限をなくし、制度をひろげること。湯沸器、特殊尿器、痴呆性老人徘徊感知器などの品目を追加すること。
 19. 老人福祉制度の周知をはかるため、介護保険・高齢者福祉ガイドは対象者全員に渡すなど、徹底すること。また、内容はわかりやすいものにすること。
 20. 急病など万一の場合には緊急連絡がとれるように、「一人暮らし高齢者」に「高齢者世帯」「日中独居高齢者」も加えるなど、希望者全員を緊急通報システムに組み入れること。
 21. タクシーの助成券について軽度者の枚数を増やすこと。立て替え払いをなくし、増額すること。
 22. ホームヘルパー資格講習は、希望者が受けられるよう対象枠を広げること。

◎ 介護保険課

来年度の保険料改定にあたっては値上げしないこと。7段階をさらに細かく分け、所得に応じた保険料にすること。施設サービスの居住費及び食費と通所サービスの食費に対する市独自の助成を行い、利用者の負担を軽くすること。

1. 特殊寝台は、軽度認定者であっても必要性に応じて介護保険利用ができるよう国に要求すること。
2. 利用料助成制度を元に戻し、不当な預貯金調査は中止すること
3. 介護保険料を引き下げること。少なくとも、基金は全額取り崩すこと。
4. 介護保険制度について住民の周知を徹底すること。市主催の説明会や地域に相談窓口なども設けること。申請できない人へは特別の支援を行うこと。
5. 介護認定の訪問調査は市の専門職員が責任をもって行ない、介護を要する実態をもれなく把握し、認定審査に反映させること。そのための職員を確保すること。
6. 認定審査はコンピュータ判定にこだわることなく、住宅事情や同居者の実態など、介

- 護を要する申請者の生活実態にあわせたものにする。
7. 居宅介護福祉用具購入費については、受領委任方式を取り入れること。
 8. 在宅の場合、限度額では不足するので、ショートやデイ、ホームヘルプサービスの上乗せサービスを実施すること。
 9. ホームヘルパーや介護施設職員など介護労働者の待遇改善を国や事業者に働きかけること。
 10. 介護申請を電話でも受け付け、訪問すること。
 11. 介護保険の通院の介助については付き添いも認めること。

◎ 障害福祉課

1. 障害者自立支援法に関する制度について
 - (1) 国に応益負担の徹底を求めること。施設入所者を追い出す基準の見直し、事業所の報酬を月払制に改善するよう求めること。
 - (2) 障害者に負担を負わず一部負担金をなくすための独自助成を行うこと。
 - (3) 北総育成園など旧法で運営している施設がこれまでどおり存続できるよう対策を講じること。
2. 福祉のまちづくり環境整備要綱を、既存施設も対象にするなど、充実し条例化すること。
 - (1) 公共施設の出入口の通路段差をなくし、障害者用エレベーター、車椅子用便所を設置すること。番号表示も見やすくすること。
 - (2) 視力障害者のため、公共施設の出入口にチャイムを設置すること。
 - (3) オストメイトも対象とすること。
 - (4) 民間の店舗に対して、洋式トイレや手すりを設置するよう、行政指導すること。
3. 障害者のための施設整備を計画的に行なうこと。
 - (1) 知的障害者の通所更生施設、長期、短期の入所更生施設を早急に設置すること。
 - (2) 重度の心身障害者の通所、入所更生施設を増設すること。
 - (3) 公共施設や主要駅前に多様な福祉ショップを設け、就労の場や作業所の製品の販路を拡大すること。
 - (4) 北総育成園の老朽化対策・高齢化対策を行うこと。
4. 重度身体障害者の医療費助成に関し、窓口で本人が一時立替えをしないですむ方式に改善すること。一部負担金などは取らないこと。
5. 障害者の仕事を保障し「自立更生資金制度」を確立すること。就労困難な障害者に仕事をあっせんすること。
6. 障害者に家賃補助をおこなうこと。
7. 中途視覚障害者支援事業を受けたい人は、全て受けられるようにすること。
8. 中途視覚障害者の相談は、医療、行政と連携して自立を援助すること。
9. タクシー助成は、立て替え払いをなくし、増額すること。また、1級、2級に限らず、これらに準ずる障害者にも適用すること。

10. 腎炎、ネフローゼ患者に対する難病見舞金を20歳以上の人にも支給すること。
11. 軽度発達障害の対策を充実すること。
12. 障害者への福祉機器の補助基準を緩和すること。
13. グループホームや生活ホーム在住者へ家賃補助を行なうこと。
14. 難病患者の実態を把握し、助成の増額と枠の拡大（筋ジストロフィーなど）をはかること。
15. ALSなど在宅で人口呼吸器を装着している患者への支援を行うこと。又、緊急受け入れのベッドを市内で確保すること。
16. 喘息児の医療費助成を復活すること。

◎ 生活支援課

1. 生活保護受給にともなう減免制度の徹底をはかること。NHK受診料、上・下水道料、また、通院交通費も支給されることを知らせること。
2. 生活保護申請の相談は相談者の立場にたって行なうこと。窓口に来た相談者にはすべて申請書を渡し申請手続きをさせること。生活保護決定のための調査期間は短くすること。
3. 生活困窮者の年末見舞金を拡充すること。
4. 生活困窮者の入学祝い金制度を拡充し、市民に広く知らせること。
5. 受給者の自立のため、援助は親身になって行なうこと。

◎ 包括支援課

1. 地域包括支援センターを増やし、身近なところで相談できるようにすること。
2. 在宅介護支援センターへの助成を増額し、機能の充実をはかること。

5) 子育て支援部

1. 「子どもの権利条約」に関するパンフレットを作成し、市民・関係者に配布すること。
市のホームページにも同様のコーナーを設けること。

◎ 保育課

1. 市立保育園を増設し、待機児を解消すること。
2. 市立保育園の民営化は行なわないこと。
3. 職員配置基準の削減や、給食用務員など業務の民間委託を行なわないこと。
4. 正規職の保育士を大幅増員すること。すくなくとも4月時点では、正規職を定員配置すること。
5. 本来の定員を超える児童の受け入れをやめさせること。
6. 保育料を値下げすること。保育料の徴収は条例化すること。保育料の減免制度は、現年度の所得が減った場合など保護者の生活実態に即したものに拡充し、制度を周知すること。
7. 乳児担当の保育士は経験のある職員を配置すること。
8. 乳児保育・アレルギー対策・救命救急についての保育士研修を強化すること。
9. きょうだいで同じ保育園に入れるようにすること。
10. 産休明け保育は、二次保育をしなくてすむよう朝夕の時間外保育を実施すること。
11. 3歳～5歳児クラスの保育士配置基準を見直し、増配置すること。「おおむね」基準をなくし、年齢別の配置をすること。
12. 時間外保育士の乳児クラスの配置基準を日中の基準並に改善すること。園児の増加に伴った時間外保育士の増員を至急行なうこと。
13. 夜間保育、病児保育、休日保育のできる保育園をつくること。そのための補助を大幅にふやすよう国に要求すること。
14. 家庭保育福祉員制度を復活させ、産休明けなど多様な保育需要に応えること。
15. 簡易保育所通園補助金及び保育手当を大幅に増額すること。第2子以降の負担軽減措置をとること。制度を普及すること。
16. 共同保育所「子どもの家」の運営費（保育費・人件費・施設維持費）の補助金増額をすること。
17. アレルギー給食の質を低下させないこと。
18. 一時保育の実施園を全市に拡大すること。利用料を引き下げること。
19. 子育て支援センターを行政コミュニティ単位に早急に設置し、子育てに不安を抱える保護者への支援を強化すること。また、保育所、保健センター、児童ホーム、幼稚園、児童相談所との連携をはかること。
20. 子育て支援センター利用者のための送迎バスを運行させること。
21. 就職活動期間も、保育園に子どもを預けられるようにすること。
22. 認定子ども園は、公的保育の後退になるので設置しないこと。

◎ 児童家庭課

1. 母子等家庭児童養育手当を復活させること。
2. 児童扶養手当証書の交付は、本庁に来なくてもすむよう、出張所でできるようにすること。
3. 児童相談所を船橋市に誘致するよう県に要請すること。
4. 母子ホームの施設、設備を改善すること。
5. 母子家庭医療助成、高等学校就学援助の所得制限を緩和すること。
6. 乳幼児医療費を中学校卒業まで無料にすること。一部負担金を廃止すること。
7. 児童手当の所得制限の廃止と期間延長を国に求めること。
8. 父子家庭に対する援助を拡大すること。

◎ 児童育成課

1. 放課後ルームについて
 - (1) 増設し、待機児童を亡くすこと。
 - (2) 4年生以上の児童も対象とすること。
 - (3) 本来の定員を超える児童の受け入れをやめること。
 - (4) 子どもたちの使う備品や消耗品の予算を増やすこと。
 - (5) 保育内容を改善し、魅力のあるものにするために、職員の待遇改善や研修を行なうこと。
 - (6) 1日単位で子どもを預けられるようにすること。
 - (7) 育成料を引き下げること。
 - (8) 開始時間を7時からにすること。
2. 児童ホームについて
 - (1) 増設し、当面、各中学校区に1館を早期に実現すること。(行田、本町、二和、丸山、大穴地域)。コミュニティの見直しを行い、芝山団地にも新設すること。
 - (2) 職員を増員し、乳児から中高生まで年齢に応じた内容で事業を実施すること。特に高校生の「居場所」を位置づけること。

11. 建設局

1. 低層住宅地域での突然の高層住宅建設が続き建築物の高さ制限をもとめる市民の声が強まっている。市は、高度制限を新たにおよその区分でJR線北側で30メートル、南側20メートルにすることを2008年度中に決定するとしていた。一部開発感謝の圧力で、延期をしてきていることに市民の不信が広がっている。早急に高さ制限を決定すること。
2. 海老川上流域特定区画整理事業などの新たな大規模開発は、地球温暖化の点、市の財政負担を全く明らかにしていない点などから、進めるべきではありません。はざま区画整理事業での保留地の評価額と現価の差額が生じているが、赤字の穴埋めに税金の投入を行わないように対策をすること。
3. 市民の居住の権利を守る立場で、船橋市住宅基本計画を定めること、市営住宅の整備計画、都市機構住宅の削減を許さない立場に立つこと、現在進行中の高根台団地の建て替え事業での余剰地（整備敷地）については、公共利用を積極的に進めること。
4. 市緑の基本計画では、2025年の人口を56万人と想定し、2025年までに一人あたり都市公園面積を9㎡とし、当面2015年までに5㎡としている。この目標を達成するため、年次計画と明らかにして取り組むこと。また、公園遊具管理が不十分なため、破損した遊具での事故が発生している。適切な管理が可能な予算を計上すること。
5. 土地開発基金に10年以上塩づけとなっている20億円ほど土地がある。不用な土地は処分し、市民からの要望強い借り上げ緑地の買い取り、都市機構の余剰地の買収に活用すること。

1) 都市計画部

1. 「船橋市環境共生まちづくり条例」が市基本構想や市都市計画マスタープランのめざす方向と一致するような条例改正を行なうこと。
2. 都市計画法が緩和され、船橋市の市条例、都市計画法に基づく開発行為の基準に関する条例が平成14年4月1日に施行されて以降、市街化調整区域の農地であった場所に住宅が建設され、次々と開発が進められている。
平成19年4月1日より、農業振興地域の新たな開発ができないなどの改正条例が施行されることになった。施行の実効性について評価を行い、引き続き規制強化をおこなうこと。
3. 用途区域の指定外の土地利用を、周辺の町と整合するよう条例化すること。

2) 都市整備部

1. 南口再開発事業及び、フェイスビルについて
 - (1) 大口地権者5法人に、負担に応じた保留床の提供を要請すること。
 - (2) 市の施設については、市民の声をよく聞いて運営すること。
 - (3) 将来の財政計画を明らかにし、市民に負担をかけないようにすること。
 - (4) フェイスB1階に、多目的トイレの設置を。
2. 飯山満地区の区画整理については、当初の計画より市の負担が大幅に増えている。事業の見直しを行ない、アクセス道路と広場の整備について住民の声をよく聞き慎重に行なうこと。全情報の開示を！
3. 海老川上流域区画整理事業については、財政の計画も計画もない中での支出は浪費そのものである。事業の凍結をすること。
4. 坪井町の区画整理について、地内に市民が必要とする公共施設を設置すること。(保育園・駐輪場)
5. 東葉高速鉄道について
 - (1) 飯山満駅へのアクセスを早急に整備すること。
 - (2) 東葉高速鉄道「東海神駅前広場」を整備すること。
6. 公園の建設を進めること。

本郷、二子町、葛飾町地域、松が丘2丁目、松が丘市民の森の土地を取得し公園とすること、二和西4丁目地域、飯山満2・3丁目、駿河台地域、丸山4丁目、丸山2丁目、前原西8丁目地域、藤原3丁目、西船橋南口地域
7. 公園施設の改善・管理について
 - (1) 緑を増やし、ヒートアイランド現象の緩和をはかること
 - (2) 公園の危険箇所は、早急に改善すること。必要な修繕がはかれるよう、予算を増やすこと。
 - (3) バasketボード、スケートボードなどの設置で若者が利用できる広場を建設すること。
 - (4) 時計が設置されていない公園が多いので、順次設置していくこと。
 - (5) 丸山1丁目牧の里公園・勝間田公園に水遊びができる遊具を設置すること。
 - (6) 勝間田公園に緑を増やすこと。
 - (7) 市場3丁目の公園を拡充すること。
 - (8) 東中山1-26、東中山児童遊園は水はけが悪く非衛生的なので改善を。
8. 市内の緑を守ること。
 - (1) 緑地を保全できる条例の制定を行なうこと。ヒートアイランド減少の緩和を図るため、屋上緑化など、市民の保全活動に助成すること。
 - (2) 指定樹林の保存のため、助成金の増額や市が直接管理することも含めて検討すること。
 - (3) 市街地に残されている林について、地主の協力を得て、下刈りなどを行ない、市民が利用できるようにすること(丸山中央公園隣、藤原3丁目、前原西8丁目斜面緑地など)。

9. 凌雲荘の早期再生建設を。
10. アンデルセン公園の入園料を無料化すること。当面、大人 900 円を引き下げ、子どもの入園料を無料にすること。
11. 県民の森の借上料は県負担にするよう要求すること。
12. 小室駅前の幹線道路の街路樹が抜けた場所に再植樹すること。
13. 医療センターよりの海老川沿いに遊歩道を設置すること。
14. 真間川をきれいにし桜等の樹木を植え、堤防に遊歩道ほ設けること。
15. 本中山地域に、災害時には避難場所になり、通常は子どもの遊び場になるような広い緑地公園を開設すること。災害時、避難場所が小栗原小学校だけでは不安である。

3) 道路部

1. 歩行者の安全確保を第一に生活道路の整備をすすめること。歩道はあっても暗渠に巾の狭い蓋を並べたような個所が多く、小さな段差があり、安心して歩けない。高齢者、障害者、車椅子でも安心して通れる歩道の整備を。
2. バス停に屋根とベンチを設置し交通弱者の外出を保障すること。
3. 新京成新津田沼駅と JR 津田沼駅間の乗換えを便利にするための抜本的対策を。また、路上の看板撤去を。
4. 市民参加の生活道路（駅まで、通勤通学、買物）整備計画を作成し、年次計画にしたがって進めること。
5. 住宅街区域内の交通について、市と住民がともに一方通行など車両規制による歩行者の安全対策を講じること。（高根台4丁目の通過交通対策を住民との合意で）
6. 道路占有使用後の復旧工事は、アスファルトが破損しないよう完全におこなうよう指導すると。
7. かまぼこ道路をなくすこと。
8. 歩道をふさぐ電柱の移設をすること。
9. 次の道路の拡幅や歩道などの整備をおこなうこと。
特に緊急に拡幅や歩道の整備が必要と市民の声の強い市道。
 - (1) 市道葛飾・行田線（西船～葛飾中）
 - (2) 市道芝山・古和釜線
 - (3) 市道飯山満・七林線（新京成習志野駅前）
 - (4) 新京成前原駅前からの通りと成田街道の交差点。
 - (5) 飯山満駅から飯山満2丁目、駿河台方面へ抜ける道路の新設。
 - (6) 大宮神社横飯山満駅に向かう交差点について、道路の拡幅などの改善。
 - (7) 市道2505線の北のはずれ（前原中正門脇、畑のそば）の拡幅。
 - (8) 山口横丁の歩道整備、段差解消、速度制限などの徹底を
 - (9) 薬円台「西友」そばの道路の拡幅。
 - (10) 二宮一丁目地域や薬円台付近の道路に歩道を設置すること。
 - (11) 薬円台駅前郵便局前の歩道の凸凹改善と雨天時の水溜りの除去。
 - (12) 薬円台駅前の横断歩道の位置を改善すること。
 - (13) 薬円台駅前の踏切の歩道改善など、交通安全対策を。
 - (14) 咲が丘3丁目1番地先、県道千葉・鎌ヶ谷・松戸線から八木が谷にはいる道路口の拡幅。
 - (15) 御滝中の生徒の通学路になっている船橋二和高校前の道路の拡幅。
 - (16) 大穴北8丁目1番地先、大穴新谷津児童遊園前市道の拡幅と歩道整備。
 - (17) 三咲神社横から大穴北4の8までの市道の拡幅。
 - (18) 県立豊富高校前道路の拡幅。
 - (19) 市場4丁目市道08103号線急坂部分の拡幅。危険なので対応を。
 - (20) 二和中央商店街通りに面した空地を買収し、部分的にも道路拡幅を行うこと。
 - (21) 八木が谷(寺尾ストア)～県道(鎌ヶ谷・松戸線)までの道路の歩道整備。

- (22) マックスバリュート新船橋に通じる東武野田線沿いの道路やゴルフ練習場前道路の歩道整備。
- (23) JR東船橋から市立船高までの道路の安全対策。
- (24) 丸山第一踏み切り商店街通りの歩行者の安全対策
- (25) 高根公民館から金杉の県道交差点までの区間の歩道の拡幅を。
- (26) 薬田台駅からの道路（西友）近隣の道、飯山満小学校周辺の道が細すぎるので安全対策を。
- (27) 葛飾・印内線の国道14号線交差点北側歩道の整備（特に14号線北側から京成踏切まで）。
- (28) 市道00-175線、夏見・馬込間、県道夏見・小室線について段差の解消などの整備を行うこと。
- (29) 県道夏見・小室線分岐から木下街道までの馬込・夏見線の歩道を拡幅し、歩行者、自転車の安全確保を。
- (30) 本町1丁目、船橋にし第2ガード付近、西武側の南口から北口へぬける道路の整備を。車椅子でも安心して通れるように。
- (31) 西武デパート横のガード下。道路冠水がひどい。排水の改善を。
- (32) 馬込沢駅前東口駅前横断歩道に通学の子も達のための交通安全指導員を配置すること
- (33) 大穴プール付近の歩道の整備を。
- (34) 馬込沢駅東口にロータリーを設置すること。駅西口ロータリーに一般車の駐車場所を確保すること。
- (35) 馬込沢駅周辺の歩道の整備。特に、西口から若葉保育園までの道路（一部私道）整備。
- (36) 市道05115号線（山野町）跨線橋の歩道の拡幅。
- (37) NTT薬田台支店前の市道に歩道の設置。
- (38) 市道二和・金杉線の新京成踏切周辺から県道までの歩道設置。
- (39) 行田団地―印内経由西船橋間のバス通りの歩道拡幅。
- (40) 行田1丁目の塚田駅から行田公園へつなぐ裏道。道路が狭く。車が交互通行をするための場所はあるが、自転車や歩行者は、来る場が通り過ぎるまで、待っていることになる。拡幅をして歩道の整備を行うこと。当面の歩行者の安全対策を行うこと。
- (41) JR西船橋駅付近、国道14号沿いの歩道の拡幅。
- (42) 県道夏見・小室線（小室～小野田間）の歩道の草刈、街灯設置
- (43) 三咲小学校正門前（市道）からコジマ電気前（県道夏見・小室線）に通じる道路の整備。
- (44) 三咲駅に向かう南三咲、三咲の市道の歩道整備を。
- (45) 県道千葉・鎌ヶ谷・松戸線の歩道整備（三咲～鎌ヶ谷間）を。鎌ヶ谷駅周辺の改善については鎌ヶ谷市へ改良を申し入れること。
- (46) 二和向台駅周辺の歩道整備。
- (47) 二和向台駅と三咲小学校間の市道の路面排水整備を。
- (48) 千葉街道の歩道、自転車道の整備。
- (49) 新京成習志野駅北側の道路、社会福祉センター側の柵内に放置自転車があり、歩道

- としても使えない。有効な活用を。
- (50) 習志野駅につながる商店街の一本道について、時間を区切った一方通行等の交通規制を行うなど、商店会・自治会と協議し、歩行者の安全を守ること。
 - (51) 薬円台七林線から七林小学校へ抜ける道路の安全をはかるために、道路の拡幅やガードレールの設置を。
 - (52) 京成西船橋駅から J R 西船橋駅までの歩道の拡幅。
 - (53) 印内 2 丁目から西船橋駅方面、県道 1 4 号線までの歩道の拡幅と側溝の蓋上部の水溜り対策を。
 - (54) 西船橋駅南側から線路をまたげる通路の整備を。
 - (55) 西船橋駅前のバスロータリーの歩行スペースの改善。
 - (56) 西船橋駅北口と南口間を自転車やベビーカーを押して渡れるような通路の改善と南口のバリアフリー化を。
 - (57) 西船橋駅南側の会社バスが通行の妨げを改善してほしい。
 - (58) 西船橋駅南口周辺道路の凸凹改善を。
 - (59) 西船橋駅南側から北側へ抜ける、J R 線をくぐる県道船橋行徳線の歩道が暗いので改善を。
 - (60) 国道 14 号西船橋駅～海神の歩道整備。
 - (61) 飯山満小近辺、飯山満 2 丁目と二宮 2 丁目の境の道路の歩道の整備等安全対策。
 - (62) 飯山満小～飯山満七林線～薬円台駅間の道路の整備を。
 - (63) 二宮 1 丁目（大宮神社下）の歩道の整備を。
 - (64) 二宮 2 丁目の急坂の改善を。
 - (65) 東船橋からプラネタリウムまでの歩道の整備をし、子どもたちが安全に歩けるようにすること。
 - (66) 東船橋駅西側の市場通りから大神宮方面への道路、歩道の拡幅を。
大神宮の角の歩道の整備を。
 - (67) 本郷町 4 8 1 先「原木インターから 1 4 号線に向かう道路の交差点手前」日産自動車側の歩道整備。
 - (68) 地下鉄東海神駅付近、歩道の整備。自転車で安全に通れるように。
 - (69) 飛びの台遺跡博物館～大久保病院間の歩道の整備を。
 - (70) 海神駅北の狭い商店街。車の渋滞などで危険になっている。解消されていないので、商店街の協力も得て、改善すること。
 - (71) 県道、鎌ヶ谷大仏～三咲のバス通り、自転車の安全対策と歩道の整備。
 - (72) 八木ヶ谷中学校より三咲駅にいたる市道、歩道の整備。自転車の安全対策を。三咲踏切手前の部分は特に危険。ガードレールの設置を。
 - (73) 県立薬円台高校、県営住宅周辺の県有地を使っの歩道の拡幅。
 - (74) 山手 3 丁目、テニスコート入り口近辺、高田氏宅→行田公園入り口の自転車道路の充実、歩道と車道との段差をなくすなどの改善を。
 - (75) 本中山 4 丁目真間川南側道路の歩道の雨対策と植栽の整備をすすめること。
 - (76) 本中山 4 丁目真間川陸橋について、自転車がすれちがえるように拡幅すること
 - (77) 本中山 5 丁目から 6・7 丁目に行く京葉道路にかかっている陸橋の改善。
 - (78) 原木中山駅前の道路整備と街灯の設置を。道路両側のガードブロックは危険。とく

にガード下は暗く保安上も問題である。

- (79) 葛飾小学校の学区内の歩道の整備と街灯設置を。
- (80) 真間川横の道路をそれぞれ一方通行にして、通行を可能にしてほしい。
- (81) 市道上山旭町線のU字溝にフタをかけること。また、自転車も走れるようにすること。
- (82) 下総中山駅北口から14号へ出る道路の整備を。
- (83) 下総中山駅南口道路について、道路拡幅と一方通行にするなどの改善整備を。
- (84) 下総中山駅南側小栗原小学校周辺道路の水溜り対策と安全な道路対策。
- (85) 下総中山駅前から国道14号にでる交差点から東に2キロ緑を植林できる歩道の拡幅。
- (86) 新高根一三咲間の道路の歩道整備を。当面の歩行者安全対策を早急におこなうこと。
- (87) 船橋西高前の道路の安全対策（自転車、歩行者）を。
- (88) 二子町493-9付近の道路上の交通対策。
- (89) 歩道に車を乗り上げて止めてあって危険。特に宮本通り
- (90) 大神宮の坂道から津田沼へ抜ける道路の拡幅を。
- (91) 船橋法典駅から市営住宅までの道路の整備で歩行者の安全対策を。
- (92) 印内公園とゲロ池間での交差点にカーブミラーを設置すること。
- (93) 小栗原小東側道路の拡幅。
- (94) 西船～中山駅間の総武線沿い北側道路をきれいにしてほしい。
- (95) 西船の長太郎会館前の歩道整備と14号の歩道整備。
- (96) 葛飾小前道路の歩道整備。

10. 通学路などの歩行者の安全対策を行なうこと。

- (1) 法典西小北門前の市道のスピード規制。
- (2) 二和・金杉線の二和西4丁目の歩道上に商店の品物が並べてあり、歩きづいので指導し是正すること。
- (3) 金杉台2丁目2-24横の給水施設の敷地のすみきりを行い、市道1639号線の見通しをよくすること。
- (4) 飯山満3丁目「セントラルコーポ」の児童の、通学路の安全確保。
- (5) 丸山中央通り商店街の歩行者の安全対策。とくに車のスピード規制。
- (6) 葛飾小、中学校前の道路、歩道の整備。
- (7) 葛飾中、葛飾小に通じる葛飾川に「フタ」をして通路として利用することができるように（コープ西船-保育園-葛飾小-京成西船）。
- (8) 夏見、船橋中学校南側、夜道の安全対策。
- (9) 夏見台小学校の通学路は、スクールゾーンの時間帯で、保護者が立っていても、車が強引にはいってくる。月に2回、警察にも協力を得ているが改善されない。県道の通り抜けの車が多いので対策を。
- (10) 飯山満小学校前に歩道を。
- (11) 東船橋駅、周辺の市場通りに抜けていく道路、駅へ向かう箇所信号の設置を。
- (12) 二宮小学校前の歩道の凸凹の整備。
- (13) 丸山4丁目37から鎌ヶ谷市に抜ける通称「鉄塔下道路」は、朝通り抜ける車が多い

ため、L字溝にしてきちんと道路を整備すること。

- (14) 丸山地域の船取線からの通り抜け車両に対する規制をおこなうこと。
- (15) 本中山3丁目小栗原小学校前道路の駐車禁止と通行時間の規制。
- (16) 馬込沢駅より、法典東小学校を通り、T字路までの歩行者の安全対策を。(待機スペースの設置など)
- (17) 二宮出張所前のT字路の歩行者安全対策を。
- (18) 市道2807号線の上山1丁目わらび台入口信号から木下街道間について。
 - ①20km/時以下の速度制限を行う。
 - ②はんぷをつけてスピードを制御する。
 - ③信号機のあるT字路をすみきりにする。
 - ④舗装を整備する。
- (19) 豊富小学校通学路となる市道豊富古和釜線の金堀町周辺に、歩道の整備を。

11. 次の交差点の改良を行なうこと。

- (1) 三咲2丁目15番地先(県道鎌ヶ谷松戸線と市道三咲八木が谷線)の交差点改良を。
- (2) 馬込沢駅東口駅前通りと地下道の交差点改良を行うこと。特にサミット開業後は渋滞の原因となっているので早急に行うこと。
- (3) 西船6丁目、7丁目、東中山2丁目の十字路の改善。
- (4) 丸山5-16-10地先のT字路の改良。
- (5) 前原東5丁目37-22、33-1の十字路の改良。
- (6) 県道夏見・小室線と市道高根・八木が谷線の交差点改良。
- (7) 飯山満七林線と薬円台七林線の交差点改良。
- (8) 飯山満七林線(飯山満3丁目1518付近)の交差点改良。
- (9) 県民の森の所の交差点が大雨だと必ず冠水するので改善を。
- (10) 薬円台公民館前十字路。
- (11) 前原駅より成田街道丁字路。
- (12) 357号線浜町交差点の歩道橋は歩行者と自転車を分離するよう改良を。
- (13) 高野台の船橋ケアセンター前市道と、木下街道が交わる交差点改良を。八木が谷食堂前の道路について、白井市に改善を申し入れること。

12. 交通渋滞の解消をおこなうこと。

- (1) 市道3・4・27号線(飯山満駅と前原を結ぶ)の早期実現。
- (2) バスベイを設置し渋滞の解消を行なうこと(高根台7丁目、二宮神社入口、自衛隊前、前原団地入口、高根公団～さつき台間など)。

13. 県道や国道の改善について強く県や国に申し入れること。

- (1) 国道296号線沿線に十分な幅員の歩道の整備を早急に行なうこと。
- (2) 国道296号線の二宮神社入口・前原駅入口などに右折レーンを設けること。
- (3) 船取線の交通渋滞の解消、とくに木下街道と交差する馬込十字路の渋滞解消。
- (4) 松戸・原木線と木下街道の北方十字路の渋滞解消。
- (5) 木下街道の歩道整備など安全対策の計画を早めること。

- ・ 右折車線の設置と右折信号の設置
 - ・ 自転車でも安全に通行できるようにすること
 - ・ 歩道の段差をなくすこと
 - ・ 電柱を移設すること
- (6) 国道 14 号線西船橋「スーパー成島」前の歩道の設置。また、歩道があっても、斜めになっている所があり、自転車の横転事故も起きている、改善を。
- (7) 県道夏見小室線の歩道整備をすすめること。
とくに、天沼付近から夏見台のシャトレゼ前まで、天沼交差点～健康センターまで、三咲～豊富間の整備を急ぐこと。
- (8) 県道夏見小室線、夏見消防署の前、三咲三叉路の冠水の対策。
- (9) 船橋・我孫子線の歩道を整備すること(金杉十字路から丸山公民館入口は早急に)。
- (10) 東金街道と総武線の交差点(前原西 2 丁目)の歩道についてはガードを透明なものに替え、見通しをよくすること。
- (11) 中沢道交差点、右折レーンを設置すること。
- (12) 北方交差点、船橋松戸線市川入り口交差点)。
- (13) 県道(西船・市川線)の本中山 4-2 の角の歩道内にある電柱の移動
- (14) 県道の維持管理費を増額し、特に草刈りの回数を減らさないこと。
- (15) 下り 4 6 4 号線から上り 1 6 号線(千葉方面)に続く通路(トンネル内)のゴミ対策を行うこと。
14. 市道の名称を番号だけでなく、歴史的な意味も含めたわかりやすい呼称をつけること。
15. 以下の地域の道路冠水対策を行うこと。
- (1) 七林町の薬円台郵便局前、道路の整備(雨が降ると大きな水溜り)
 - (2) 法典東小前の道路から東武線の線路の方へ流れる雨水の排水整備。
 - (3) 飯山満 3 丁目ファミリーマートからオレンジガーデンケアセンターへの道排水整備を早急に。
 - (4) 前原三丁目「ふみとこや」駐車場のあたりの道の雨水対策。(凸凹が多く雨のときは水溜りがいつまでもある。)
 - (5) 田喜野井 3 丁目地区の L 字溝整備促進。
 - (6) 松が丘エネオス前の排水が悪いため、通過する車両のはっ水で歩行者が水しぶきを受け、不快な思いをしているので早急の改善を。
16. 駐輪場の設置と放置自転車対策について
- (1) 駐輪場設置のための用地を確保すること(船橋駅、法典駅、馬込沢駅、北習志野駅、)。
 - (2) 各駅に自転車置き場(バイクも置ける)を新・増設すること(船橋、東船橋、塚田、JR 下総中山駅、東西線原木中山、滝不動、馬込沢駅、津田沼、薬円台、習志野、北習志野駅、船橋競馬場、芝山公団バス終点付近)。
 - (3) 船橋駅北口周辺の放置オートバイの対策を行うこと。北口地下駐車場などに停め

られるようにすること。

- (4) 駐輪場の利用料金を引き下げること。とくに、高校生や大学生の負担を軽減すること。
- (5) 民間駐輪場の設置者に補助を出し、市営のものと同一料金にすること。
- (6) 鉄道会社に駐輪場設置のための協力をさせること。
- (7) 日払いの駐輪場に人がいないときもある。急な場合に利用できる、一時駐輪場の設置を。
- (8) 自転車等放置防止に関する条例の強制撤去と利用規制の部分は再検討すること。
- (9) 違法駐輪の引き取り日は日曜がなく役所本位である。日曜日も返却に応じること。
- (10) 放置自転車対策を行なうこと。

南船橋駅前、下総中山駅周辺、西船橋駅北口スキップマート・ジーンズメイト前、船橋駅北口、本町商店街通り、中央図書館前、スーパーヤマイチ、サミット、カラオケ遊遊、バーミヤン前、本町4-5（船橋グランドサウナ前）、本町4-7（JR線下）、本町5-1（トコヤ脇）、本町1-1（ときわ書房からさくらBK）、本町1-1（旧三和BKからショッカー）、下総中山商店街通り、津田沼駅前、北習志野駅前商店街、三咲駅前通り、二和駅前通り、前原駅、薬円台駅、習志野駅、高根公団駅前（エポカ前も含む）、法典駅周辺、馬込沢駅周辺、小室駅広場、船橋駅南口、三山けやき木通り

- (11) 定期利用者以外も手軽に利用ができるようにすること（船橋南口、北口）。
- (12) レンタル制の充実、拡大をはかること。北習志野駅や三咲駅、高根公団駅でも開始し、同一規格の同一機種を採用し、利用者の安全をはかること。
- (13) 北習志野駅前商店街市道路、船橋南口商店街通りは放置自転車や買い物自転車があふれ、歩行者が歩けない。地元商店街とも協議して有効な対策をとること。
- (14) 駐輪場の整理員用ボックスを広いものに改善し、冷暖房設備を完備すること。
- (15) 駐輪場整理員の時間給を引き上げること。
- (16) 街頭指導員を大幅にふやすこと。とくに放置自転車の多い駅には朝から夕方までの配置をすること。JR 船橋駅北口・南口、西船、下総中山北口・南口船橋法典、馬込沢駅、三咲駅、二和駅、東葉線各駅。
- (17) 船橋北口の放置自転車対策のため、整理員の配置は、土日も9時から午後6時まで拡大すること。特に、東武・花屋前東側空地周辺、山口横丁側階段周辺がひどい。（イトーヨーカ堂周辺はガードマンがたくさんいて指導しているため放置自転車は少ない）
- (18) 船橋駅北口の東武百貨店駐輪場はがら空き状態になっている。その周辺では放置自転車がひどいので、この駐輪場を市の駐輪場としても使わせてもらえるよう、協力を要請していくこと。
- (23) 下総中山北口広場東側、マルエツ前の自転車の整理。
- (26) 駐輪場の使用申し込みを、出張所でも受け付けること。
- (27) 使いまわしのできる自転車提供の仕組みをつくること。
- (29) 船橋駅前や京成船橋駅周辺の違法駐輪対策のため、夜間も整理員を配置すること。

17. 違法駐車・路上駐車対策をおこなうこと。特に次の箇所について取り組むこと。

- (1) JR下総中山南側商店街の路上駐車。北口駅前パチンコ屋の裏周辺。
- (2) JR西船橋・下総中山間の側道の違法駐車。
- (3) 馬込沢駅周辺の違法駐車取締り。
- (4) 薬園台駅周辺の違法駐車対策。
- (5) 二和向台駅前商店街に駐車場の設置を。
- (6) 小室駅前通り、銀行前の路上駐車対策。
- (7) 藤原7丁目、馬込沢駅前のマツモトキヨシ店頭周辺の違法駐車対策。

18. 信号機の設置や見直し

- (1) 市道1629号と1626号の交差点を改善すること。信号内に車輛が渋滞するなど危険。すでに事故も発生している。
- (2) 市場正門前の信号機を時差式にし、車と人とは別に渡れるようにすること。
- (3) 県道夏見・小室線の三咲ヤオコー入口に信号機の設置。
- (4) 西船2-30-10の信号は歩行者用時間が短いので、もう少し長く延長すること。
- (5) 飯山満町3丁目1518地先の信号機を「押し釦式」から「自動式」に替えること。
- (6) 薬園台公園（習志野台4丁目寄り）変則五差路。
- (7) 船取線馬込十字路の信号に、右折信号をつけること。
- (8) 旭町松陽台からの出口に信号の設置。
- (9) 西船橋駅周辺道路。信号の配置連動の改善と一方通行のあり方の改善。
- (10) 丸山5丁目、4丁目の境、丸山公民館近くの庚申塚前交差点に信号機の設置を。
- (11) JUJU北習志野商店街の西友前に押ボタン式の信号機の設置を。
- (12) 本町スクランブル交差点の信号音は21時まで鳴らすこと。また、信号は音が出るようにすること（全市的に）。
- (13) 二和向台京葉銀行前（県道）、飯山満3-1386のT字路（光明寺から王子神社へ向かう道）を歩者分離信号にすること。

19. 踏切の改善

- (1) 三咲駅の農協側踏切を歩行者が安全に渡れるように改善すること。
- (2) 滝不動駅入口の渋滞解消のための踏切を拡幅して歩道を確保すること。車と歩行者が混在して危険。
- (3) 市道二和・金杉線の新京成踏切が狭く、歩行者の歩くスペースも確保すること。

20. 次の箇所に横断歩道の改善・設置をすること。

- (1) 咲が丘2-1支那そば蔵前県道に横断歩道の設置を。
- (2) 船取線のバス停「吹上」近くに横断歩道と信号を設置すること。
- (3) 薬園台公民館とコープ薬園台間の交差点に横断歩道を。

21. その他の安全対策

- (1) 自転車専用道路の設置をすすめること。
- (2) 法務局の駐車場待機の車で14号線が渋滞するので、改善を要請すること。
- (3) 千葉病院バス停入口に大型車進入禁止のわかりやすい表示にすることを再度要請すること。

- (4) 本中山3丁目小栗原小前の道路は駐車禁止と通行時間の規制をすることを早急に実施するよう再度要請すること。
- (5) 二和向台から豆ヶ台に抜ける道路（二和西4丁目から6丁目）の速度制限をすること。
- (6) 西船台自治会内（古作）中央道路のスピード違反の取り締まりをすること。
- (7) 船橋駅近くのガード横の歩道は、柵があり乳母車が通れない。車道も危険であるので早急に調査を行い、改善すること（シャポー駐車場入口の一方通行の道路）。
- (8) 二和駅前通りは、日昼左右に駐車が多く自転車を通るときは非常に危険。取締りの強化を警察に要請すること。
- (9) 二和東5丁目の一方通行は朝夕のみであるがそれも守られていない。制限速度も20kmにするよう再度警察に要請すること。
- (10) 中央病院の駐車場待ちの路上待機車をなくすこと（特に朝の混雑時）。
- (11) 3・4・27号線、二宮郵便局前裏道路の交通混雑の改善を。
- (12) 道路横断用の黄色旗を設置すること。
- (13) 東武野田線塚田駅と馬込沢駅のほぼ中間、特養ホーム「あさひ苑」脇の踏み切り、交通量混雑の解消を。
- (14) 成田街道の渋滞改善を。
- (15) JR船橋駅北側より夏見—金杉—三咲へのバス路線の渋滞の解消を。
- (16) 小さな公園周辺の道路の安全確保。凸凹をつけたり、路面の色を変えたり公園の出入り口を飛び出しにくくする等。
- (17) 飯山満地域から西友へいくところの信号（手動）の辺の道が細かくカーブして危ない。看板を伸ばして困るので何とかしてほしい。
- (18) 西船橋駅周辺道路の整備、街路樹、ガードレールの整備。
- (19) 駅構内や歩道を走る自転車が危険。スピード規制や乗車禁止の措置を。
- (20) 西図書館を下った所から神社に沿ってレンタルビデオの前までの歩道、放置自転車・バイク対策を。
- (21) 二宮出張所前T字路への、大型車の進入を規制すること。

4) 下水道部

1. 公共下水道普及率を抜本的に高めること。そのための財源として市事業に対する県の負担を強く求めること。
2. 下水道使用料の引き上げを行なうわないこと。
3. 市街化調整区域でも、住宅街になっている所は、公共下水道対象区域に組み入れること。
4. 丸山2丁目、マルサストア前から石井水道工事店の先(鎌ヶ谷G. H入口付近)の道路の雨水対策。(大雨になると10分ぐらいだが、川のようになる。下水の臭いが北風、北東の風が吹くとたまらなく臭い。)
5. 西浦処理区のJR総武線南側地域の水路あとを緑道として活用すること。
6. 環境整備事業による排水事業での地元負担をなくすこと。
7. 三咲のくりが丘自治会館付近、滝不動駅方向の右側の道の雨水対策。排水線が詰まっている。
8. 葛飾中のテニスコート周辺、汚水が溜まっている、ヘドロの除去。
9. 前原西公園と隣接の坂下のマンホール二箇所は大雨のたびに排水が逆流し、個人の住宅一軒は庭の中まであふれる早急に対策を。
10. 真間川近辺(本中山)の雨水対策(大雨が降ると、ひざ下まで使ってしまう)。
11. 印内1丁目4-8、印内1丁目4-15付近の排水(道路のU字溝)の悪臭問題解決。
12. 二宮1丁目地域の下水道整備を早急におこなうこと。
13. 二和向台京葉銀行交差点の雨水対策。二和西地域の下水道の整備を。
14. 東中山2丁目の私設下水の清掃を市でおこなうこと。
15. 本中山地域の下水整備を。とくに本中山1丁目19番地南の排水設備を早急におこなうこと。
16. 二子町や船橋駅のどぶ臭いにおいをなくすこと。二子町493-9、アパート付近の排水路のボウフラ対策を。
17. 海神町南1丁目、市川市との境の河川をきれいにすること。
18. 川や海の汚れない排水対策を。
19. 真間川・海老川をきれいに管理すること。
20. 下水道整備にともない、代替機能をもつ調整地を廃止するときは充分地域住民の意見をきくこと。
21. 二和東5の23マルキパン屋前市道の雨水対策(二重川の最上流部)。
22. 二和東6-1二重川の雨水対策を。
23. 咲が丘4-2、4-9付近「咲が丘南部商店街」通りの雨水対策。
24. 二重川の草刈りを年2回実施するよう県に要請すること。
25. 藤原6-5-11付近の雨水対策を行うこと。

5) 建築部

1. 都市再生機構による住宅の建て替えについて

- (1) 「再編再生プラン」のよる住宅戸数の削減・民営化には反対し、市民の住宅セーフティネットとしての役割を果たすよう、求めること。
- (2) 建て替えについては居住者の同意が得られるものにし、市も居住者の要望にそって都市再生機構と対応すること。
高根台団地の建て替えについては環境の保全、回復、福祉施設の建設、商店街の活性化、交通アクセス、歩道整備など、市民合意の計画を立てること。また、余剰地については、福祉施設の整備がすすむよう積極的にとりくむこと。さらに市営住宅・県営住宅の建設を行なうこと。
- (3) 3年毎の家賃値上げをやめるよう要請すること。
- (4) 家賃値上げにより収入の一定割合をこえた場合の減額措置をとることを要請すること。

2. 建築確認業務を充実し、欠陥住宅を未然に防止すること。構造計算書偽造問題でも明らかにされたように、民間検査機関に提出された申請物件に対しても、安全性確保のために対策を検討すること。

3. 住生活基本計画には、住居費の負担限度を明らかにすること。市営住宅供給計画は不十分なので、市民の実態に合わせて建設戸数を増やすこと。

- (1) 希望者の多い家族向け市営住宅建設は長期計画をたてて毎年増設して行くこと。
- (2) 県・市営住宅家賃の減免制度及びその基準を居住者に知らせること。収入の著しく低い世帯には、県と同じ基準で減免すること。
- (3) 県営住宅を市内に増設するよう県に働きかけること。
- (4) 老人・障害者・母子世帯・若い世帯に対する住宅の斡旋と家賃の補助を行なうこと。
- (5) ケア付き住宅などの老人世帯や障害者向けの住宅確保と家賃補助制度を拡充すること。高齢者のための住宅のあっせん窓口を設けること。
- (6) 住宅改修資金融資制度を新設するとともに、現在の住宅改造資金の貸し付け規則に集合住宅の建て替え時の「区分所有者」も適用できるよう枠を拡げること。
- (7) 市営住宅が不足する現状からみて、適正な水準と、入居要件をゆるやかに設定する民間アパートにたいしては、改良建設に援助と指導を行い、利子補給などの優遇措置を講ずること。
- (8) 住宅リフォーム資金助成制度を創設すること。

4. 住宅開発や建築指導行政は、住民の声をよく聞き公正、民主的に行ない、近隣居住環境を悪化させないこと。

- (1) 開発にとまなう都市施設への負担を強化すること。
- (2) マンション建設を規制する条例を制定し、保育・教育施設の不足や近隣住環境を悪化させないようにすること。

5. 市街化調整区域の不法建築物について、是正させること。大穴南 3-44 の東京セントラルサービス、楠が山の平成建設（株）の建物。

6. ガス管の負担区分について
 - (1) 公共施設建設に際し、本支管の敷設に当たっては、ガス事業者が負担するよう厳正に対応すること。
 - (2) 民間マンションなど集合住宅のガス管「布設替え」に当たっても(1)の趣旨が徹底されるよう市として対応すること。
7. 住宅地での葬儀場の建築・営業について、住民の理解を得ないまま進められるような場合がある。市が責任を持って指導するか、規制する要綱を整備し、国の法整備を求める要請を行なうこと。
8. 市営住宅（海神）の結露対策を行うこと。また結露による壁紙のはがれやカビの改修をすること。
9. 市営二和東第二団地の外壁や階段、物置等の改修をすること。
10. 建替時の道路要件を満たすためのセットバックを確実に行うよう市民に啓蒙すること。
11. 市役所にマンションの維持、管理のための相談窓口を置くこと
 - (1) 管理アドバイザー制度をたちあげること。
 - (2) 大規模修繕工事、駐車場増設、共用部分のバリアフリー化工事等、管理組合が行なう良好な維持管理のために利子補給などの支援制度を設けること
 - (3) 耐震診断も含めた定期診断制度を実施し、行政としてすべてのマンションの建物の状況を把握すること。そのための耐震診断費用助成制度の拡充、耐震補強工事への助成制度をつくること。
 - (4) 地球温暖化防止の観点からも、敷地内の緑地保全と新たな創出のための技術支援や費用への助成制度を設けること。
 - (5) 分譲時からの消費者保護を図るための制度をつくること。また、建築基準法に定められている中間検査制度の徹底を図ること。
12. 県営住宅について、エレベーターの設置や老朽箇所の修繕などを県に要請すること。
13. 老後を安心してくらせる安い公的賃貸住宅を提供すること。
14. 二和東5丁目の財務省アパートの空き室を「老人憩いの家」などに利用できるよう、国にはたらきかけること。

12. 教育委員会

1. 国家による教育内容への無制限の支配・統制をすすめる改悪教育基本法の具体化をやめること。
2. 学校給食は民間委託方式を撤回し、直営自校方式を復活すること。
3. 小、中、高校の30人以下学級を早期実現するよう国・県に要請し、市独自でも実施できるようにすること。
4. 子どもの権利条約そのものを授業の中に取り入れること。
5. 新学力観にもとづく子どもの評価をやめること。
6. 「体罰」は、私的制裁であることを明確にし、公表すること。
7. 中学校の免許外教科担当を解消すること。臨時免許でごまかさないこと。
8. 千葉県教育委員会に対し、県立高校の統廃合をやめるよう要請すること。公立高校進学希望者が入れる定数に拡充するように県に求めること。
9. 文部科学省に対し、子どもの人間的発達を無視した、画一的な学習指導要領の押しつけをやめるよう要求すること。
10. JR総武線以南に中学校の建設を。(小栗原、海神南)
11. 学区が広い中学校での自転車通学を認めること(海神地区)。
12. 全国一斉学力テストに参加しないこと。成績発表は行わないこと。
13. 義務教育無料を完全実施するために、父母負担をもとめないこと。
必要な教材は公費でまかなうこと。
14. 普通学級に在籍する障害児に介助員を配置すること。
15. 特別支援学級がある学校にはエレベーターを設置すること。

1) 管理部

◎ 総務課

1. 行政改革による職員定数削減を行なわないこと。教育環境充実のための増員を行なうこと。
 - (1) 図書事務、理科実験事務の正職員を全校に配置すること。
 - (2) 用務員、理科実験事務員の臨時職員化をしないこと。
 - (3) 特別支援学校、特別支援学級の介助員は正職員とし増員すること。
2. 中学校にも専任の図書館職員を配置する。
3. 特別支援学級の臨時的介助員を正規職員として採用すること。当面大幅な待遇改善を行なうこと。
4. 技術家庭科助手、パソコン事務補助の正職員を全校に配置すること。
5. 保健室に養護保健教師を常任させる。

◎ 財務課

1. 児童生徒によりよい文化を保障するために予算を増額すること(図書購入費)。
2. 備品、消耗品、図書修繕等の学校配当の予算を増額し、特に上質紙など十分に配当すること。
 - (1) 模造紙、画用紙を十分に配当し、父母に負担をさせないこと。
 - (2) 中学校の技術室に工具を増やすこと。
 - (3) 教職員の事務用品費を増額すること。
3. 休業中の学校管理について予算を増やすこと。
4. 廊下や教室用の掃除機をおくこと。

◎ 施設課

1. 校舎・体育館の耐震補強工事は、緊急に行うこと。
2. 校舎の管理・修繕をキメ細かく行ない、子ども達が豊かに育つ環境とすること。
3. 校舎、校地、設備の維持、改善に関する予算を増額すると同時に、特別枠を設けること。また改修、修繕計画を明示すること。
 - (1) 臭いのするトイレの改修を行なうこと(高根東小、葛飾小)。
 - (2) 校舎の雨もりの改修は至急行なうこと(小室小)。
 - (3) 校舎の外壁修繕・再塗装をすること(薬円台小、七林中)。
 - (4) 床がボロボロ(葛飾小、高根小)。

- (5) 体育館のステージは早急に全校に設置すること（残2校、海神南小、田喜野井小
 - (6) 黒板は可動式のものにすること。
 - (7) 学校の樹木等の管理のための、費用を増やすこと。
 - (8) 職員用男女別休憩室を全校に設置すること。
 - (9) 風通しの悪い教室から順次エアコンを設置すること。
 - (10) 御滝中の特別棟にトイレをつけること。
-
4. 空き教室の利用については、デイサービスセンターや福祉作業所、地区社協の子育てサロンやデイサービスなどに利用させること。
 5. 校舎内外のペンキ塗りや内装・校庭遊具のペンキ塗り・トイレ清掃は、教職員および児童、生徒に肩代わりさせず、専門家の手で定期的を実施すること。
 6. 船橋小の校庭の一体利用を早期に実現すること。
 7. 家庭科室の各テーブルの流しに給湯を整備すること。
 8. 薬円台小に習志野基地の騒音対策を取ること。

2) 学校教育部

◎ 学務課

1. ゆきとどいた教育をすすめるために、小中学校の少人数学級を実現するよう国や県に働きかけること。市独自の講師採用も含めて少人数学級への移行をすすめること。教員の新規採用を増やすこと。
2. 教員の免許外教科教授担当をなくすため、国や県に働きかけること。臨時免許の拡大でなく当面市費負担の講師を配置をすること。
3. 過大校の解消を計画的に行ない、適正規模の学校にすること（葛飾小）。
4. 養護補助教員の全校配置と、養護教諭の大規模校における複数配置を行なうこと。更に事故対策要員を配置すること。
5. 市立幼稚園をつくり幼稚園の基準を明らかにすること。
6. 私立幼稚園の父母負担の現状、各園の運営、会計の収支などの経営状況を詳しく調査して問題点を整理し、必要な指導援助を行なうこと。
7. 各園の施設と保育内容の点検を行い、必要な改善勧告を行なうこと。
8. 幼児教室を幼稚園に準ずる施設と認め、私立幼稚園と同様に就園児補助・運営費補助を支給すること。
9. 「学級定数認可日」を4月1日以前にするよう県に働きかけること。
10. 就学援助制度を広く知らせること。適用範囲を広げること。
11. 学校運営に支障を来すほど学校職員の出張や研修が多くなってきているので、その内容を精選し数を減らすこと。
 - (1) 行事調整委員会で調整をはかること。
 - (2) 強制的な出張、研修はやめ、学校現場の状況を大切にすること。
 - (3) 小規模校に対する配慮をすること。
12. 日本語を話せなかったり、障害を持つなど特別に指導が必要な児童、生徒のための補助教員を配置すること。
13. 私立高校の助成を増やすこと。
14. 長期欠席児童・生徒への適切な対応を行なうため教員配置を増やし、特別な指導体制をとること。
15. 教職員の事務服、運動服、白衣などの予算化を県教育委員会に申し入れること。
16. 事故対策教員の予算を増額し、必要な人数を確保し、2週間以内であっても可能な限り配置し、欠員を生じないようにすること。事務職員、栄養士について事故対策要員を確保し、欠員を生じないようにすること。

◎ 指導課

1. 「子どもの権利条約」が実効あるものになるよう、教育現場での対応の見直し、改善を図ること。
2. 「いじめ」根絶に向け取り組むこと。
3. 学校行事の中で「日の丸」「君が代」の強制を行わないこと。
4. 小中学校で、農業や環境問題（ゴミ、リサイクル）を科学的な立場からもっと取り上げる。
5. 各小中学校に東京湾三番瀬関係のビデオを配布し、身近なところに海があり、生活にどう結びついているかを教えていくこと。
6. 父母負担の軽減をはかること。
 - (1) 義務教育課程でのワークドリルなど副教材を公費負担に（学級費・教材費を徴収しないこと）。
 - (2) 小学1～4年生の校外学習を公費負担に。
 - (3) 進路指導に必要な経費は公費負担に。
7. 研究校の指定については、次のことに配慮すること。
 - (1) 当該学校に事前にその内容を知らせ、教職員の合意を前提に行なうこと。
 - (2) 研究指定を受けた学校が、教職員の勤務や児童の実態を顧みない、いわゆる「行きすぎた研究」が行なわれないように、所属長に対し適切な指導を行なうこと。
 - (3) 研究指定を特定の学校でくり返さないこと。
8. 各種大会、作品展、コンクールなどを行なう場合は次のようなことに注意すること。
 - (1) 学校の実情を考慮し、強制的な参加はさせないこと。
 - (2) 合唱発表会への参加の強要はしないこと。
9. 合同訪問を実施するさい、次のようなことに留意すること。
 - (1) 学校現場の繁忙期（学期末、学年末）には実施しないこと。
 - (2) 過度な「対応」や「接待」はさせないように指導すること。
10. 公立中学校の服装を自由にすること。
11. 通学カバンの指定はやめること。特に、重いスポーツバックタイプのものは、生徒の身体に悪影響をあたえているのでやめること。
12. 小、中学校の図書室を地域に開放すること。また図書館とのネットワーク化をはかること。
13. 男女混合名簿の導入などジェンダーフリー教育を推進すること。
14. 演劇鑑賞の予算を増額すること。

◎ 保健体育課

1. 学校給食費の値上げは行わないこと。
2. O-157 対策のための施設改修・改善を行うこと。
3. 学校給食は自校直営方式を原則とすること。中学校で自校直営方式による完全給食を

全中学校で早期に実施すること。中学校の給食実施日を小学校なみにすること。

3. 中学校に生徒用の更衣室を設置すること。
4. 小中学校の給食食材の塩素消毒はやめること。
5. 学校給食に、市内産の農産物を使うこと。ポストハーベストなどが心配される輸入農産物は使用しないこと。また、遺伝子組替食品はつかわないこと。
6. パンなどの小麦製品や、みそ、納豆、豆腐などの大豆製品は、県内産の小麦や大豆100%使用のものに切り替えるよう、県に要請すること。
7. 法典西小の通学路の法典駅前の安全対策を行うこと。
8. バッグ、体操服、ジャージ、水着、上ばき、体育館ばきなど学校指定により割高になっているものは改善すること。
9. 部活動に必要な費用は全額公費でまかなうこと。なお、専門家を採用し科学的、専門的な指導ができるようにすること。
10. 連日の早朝練習や休日練習など、行き過ぎた小中学校の課外活動を見直し是正すること。
11. 教職員の多忙化の実態を把握し、市として適切な配慮をすること。
12. 教職員の定期検診を充実させ、人間ドックが無料で行なえるようにすること。

◎ 市立高校

1. 生徒の定員削減を行なわないこと。
2. 部活動は生徒による自主的な運営のもとに行い、練習計画も生徒が中心で決定できるようにすること。暴力・暴言・しごきをなくすこと。
3. 特別支援学級を設置すること。
4. 授業料や入学料のひき上げを行なわないこと。
5. 入学者選抜については公正に行うこと。
6. 女子柔道部を設置すること。

◎ 総合教育センター

1. 特別支援学級の児童数5人以下の学級にも介助員をつけること。
2. 特別支援学級の担任教諭が妊娠したときは、その人に対する介助員をつけること。
3. 総合教育センターに体育館・グラウンドの設置を。
4. プラネタリウム館の入場料はすべて無料とすること。
5. 障害をもつ児童・生徒の居住する学区の小・中学校に特別支援学級を設置すること。
6. 障害をもつ児童・生徒が普通学級に通学する場合は必ず介助員を配置すること
7. 特別支援学級の卒業生が、市や市の関連施設で積極的に採用されるよう働きかけること。
8. 教職員の研修を保障するための予算を計上すること。
9. 中学校の特別支援学級については作業室を充実すること。
10. 特別支援学級に電話、手洗い場、調理設備を設置すること。さらに専用のシャワー付

きトイレを設置すること（中野木、葛飾小）

11. 通級指導教室を増やすこと。担当職員を増やして個別指導計画の作成と実施にかかる負担を減らし、指導にあたる時間を増やせるようにすること。

3) 生涯学習部

1. 公民館使用時間帯区分と、社会教育団体等の有料化の見返りを図り、元に戻すこと。
また利用手続きを簡素化すること。
2. 公民館の市民利用については無料にすること。
3. 学校5日制実施にともなって、児童・生徒が利用できる地域の施設を拡充すること。
4. 社会体育施設を充実させること。
体育館、グラウンド、温水プール、各種のコート、道場、野球場、サッカー場など、誰でも使える公共スポーツ施設を画期的に増やすことをめざし当面、市民の要求をよくきいて、整備年次計画をつくり、国、県に対し必要な予算の支出を要求すること。
5. 青年向けの体育施設を拡充し、スケートボードやミニバスケット、フットサルができる広場を設置すること。
6. 東京の国立や八王子にあるようなスポーツ施設・宿泊施設・医療・教育施設などが一体となった障害者もつかえるスポーツセンターを、船橋駅からできるだけ近いところに作ってほしい
7. スポーツ指導員を養成すること。専門的な技術と知識を持った指導員を数多く配置するため、市のスポーツ担当部門を強化し、専門職員を増やすこと。
8. 市民（主に子ども）と海を近づけるためヨットを購入し、指導員を配置して、利用できるようにすること。
9. 宿泊できる社会教育施設を市内に建設すること。
10. 安価で鑑賞できるような音楽会や演劇などを市が主催すること。

◎ 社会教育課

1. 図書館を早期に増設し、地区分館も計画的に配置すること。
 - (1) 図書館の利用時間延長をはかること。夜8時までにする。
 - (2) 駅前に返却ポストを設置すること。
 - (3) ビデオソフトを充実し、貸出を行なうこと。
 - (4) 新刊本をもっと増やし、借りやすくすること。また、医学書など専門書も新しいものをそろえること。
 - (5) 公民館の図書も含め、図書購入に市民の声を反映させること。
 - (6) 図書館に「平和図書コーナー」や学習室・スペースを設置すること。
 - (7) 移動図書館の回数を増やすこと。
2. 視聴覚ライブラリーを充実すること。視聴覚ライブラリーの貸出し、返却は公民館でも受け付けること。
3. 地域文庫の補助金を増額すること。
4. 公民館について
 - (1) 公民館を増設すること（行田、前原団地、坪井、JR線西船駅以南、南三咲、金杉、西習志野、芝山）

- (2) 2階建て以上の公民館にエレベーター等を設置し、車イスの人でも利用できるようにすること。
- (3) すべての公民館に防音つきの音楽室を設置すること。
- (4) 公民館の新聞・雑誌コーナーを充実すること。
- (5) すべての公民館に社会教育主事有資格者を配置し、条例に位置づけること。
- (6) 環境問題など社会教育の重要性が高まる中で、社会教育施設として市民参加の自主事業を充実させること。
- (7) 公民館のサークル用備品を充実し、物置を設置すること。
- (8) 公民館の利用時間を延長すること。
- (9) 丸山に多目的使用対応の市民会館を建設すること。
- (10) 小室公民館図書室に返却用のブックポストを設置すること。

5. 「船橋市民大学校」を充実させること。

◎ 文化課

1. 文化財保護の予算を増やし、文化財調査をし、保存する価値のあるものは保存すること。
2. 東部地域に第2市民文化ホールを建設すること。
3. 美術館・博物館を建設すること。
4. 地区毎に中小規模のホールを建設すること。
5. 市民文化ホールの使用料を安くし、利用時間の延長をすること。子ども劇場など自主的文化団体の使用料を減免すること。

◎ 生涯スポーツ課

1. 小・中学校の体育館、校庭の夜間・休日の全校開放をすすめ、ネットや夜間照明の設備をととのえ必要な人員を配置すること。
2. 小・中学校のプールは夏休み中一般開放を拡充すること。
最近学校の特別（特設）クラブ（小）、部活（中）優先で、一般市民、児童・生徒の利用が制限されるようになっており批判が出ている。
3. 運動公園体育館のトレーニング室の改修と備品の更新を行うこと。
4. 民間スポーツ施設を市民へ開放するよう斡旋すること。
特に、行田の国家公務員用の体育館と運動場をもっと広く利用できるよう、市民に開放すること。
5. 東部地域に運動公園と遊歩道、サイクリング道路を建設すること。
6. プールについて
 - (1) 屋内プールを増設すること。
 - (2) 市民プールに指導員の配置。
 - (3) 市民プールを無料にすること（特に子どもの利用について）。
7. 総合体育館の駐車料金を無料にし、使用料を引き下げること。

8. 自主的な市民文化スポーツ団体の要求をよく聞き、援助や助成を行なうこと。
9. 市のマラソン大会は市内愛好者の声を取り入れ、市民に親しまれる事業に改善すること。

◎ 一宮少年自然の家

1. 日の丸の掲揚をやめること。
2. 食事は直営事業で行なうこと。
3. 常駐の養護教諭を配置すること。

13. 議 会

1. 議運の決定通り、市長部局の要綱集を各会派に至急整えるよう、市長に申し入れること。
2. 議会事務局の調査機能を充実すること。都市河川・都市基盤・教育・福祉など類似都市の政策を収集し調査すること。調査月報などの作成。
3. 議会図書室を10階に移し、常時開室をして利用を高めること。
4. 各党の基本的政策集はそろえること。
5. 議員控室に事務局員を配置させること。
6. 議会の審議をCATVで放映すること。
7. 議会開会中は庁内アナウンスで来庁者に傍聴を呼びかけること。
8. 政務調査員の不明朗・不正な支出はなくすること。

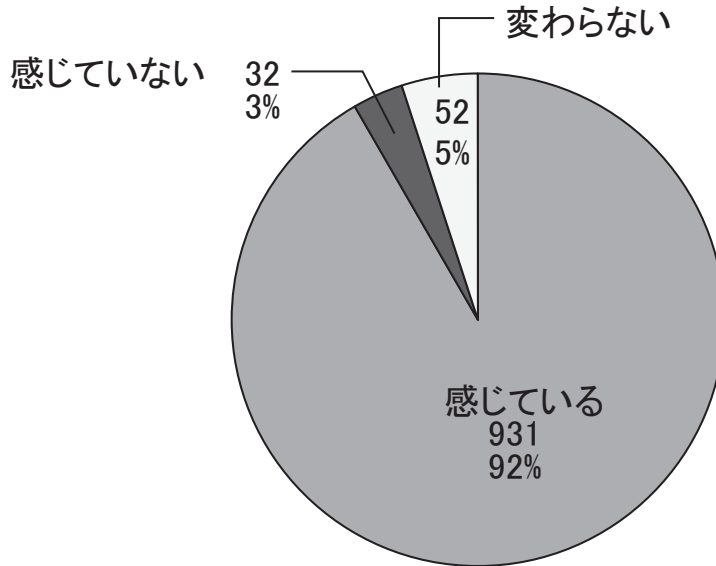
14. 監査委員

1. 委託契約の多くが随意契約で行われているが、地方自治法に基づく厳格な入札が必要である。現在の随意契約が法や政令、財務規則に照らし適正であるか監査すること。
2. 外部監査の導入にあたっては先進事例をよく学び、効果的な監査となるよう努めること。また、公認会計士だけでなく、弁護士も入れること。
3. 委託契約のあり方に、現職市議会議員との「癒着」とも疑われかねない事案が見受けられた。市民の貴重な税金支出の執行が公正・公明におこなわれたか、またおこなわれるよう監査すること。
4. 地方自治法第242条第2項本文の法定期間の経過した住民監査請求については、千葉地方裁判所(平成15年(行ウ)第13号 損害賠償請求事件)判決で示されたように、この裁判における市の主張内容だけをもって、同項但書の「正当な理由」がないとして、住民監査請求を却下しないこと。

1 暮らしについて

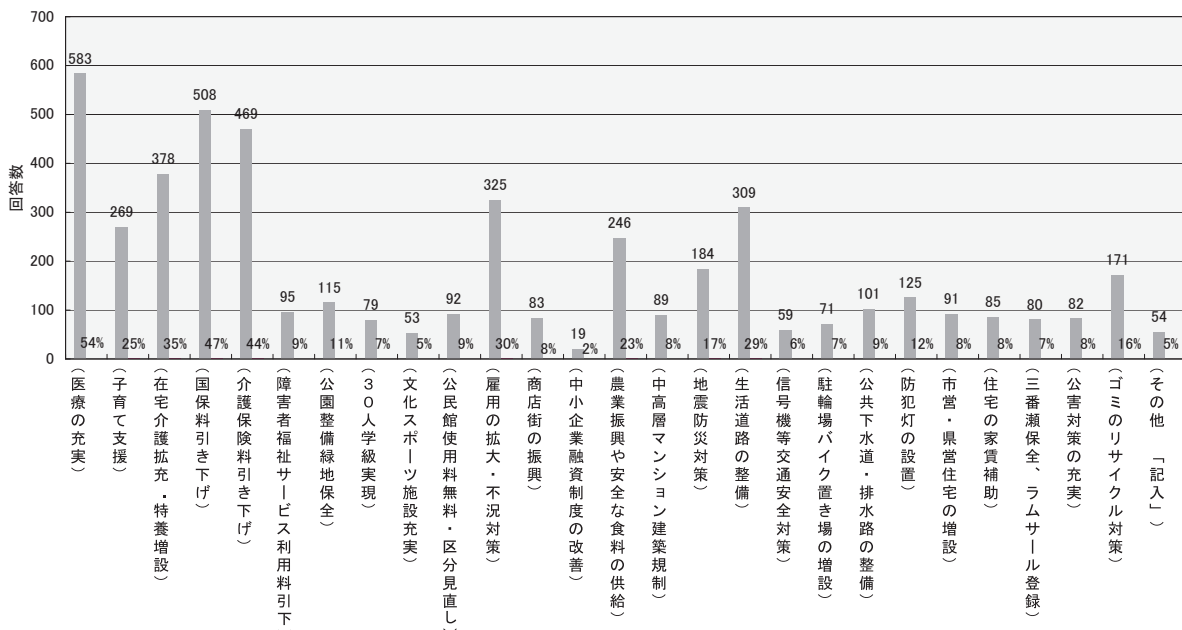
平成19年度における船橋市民の年間所得額（納税義務者）は平均一人あたり364万4千円です。10年前と比べ約49万円も減収です。また、ガソリンや食糧品の値上げが相次ぐなど、家計の負担が増えています。

☆あなたは、暮らしが”きびしく”なっていると感じていますか



2 あなたが優先的に実施してもらいたいと思うことを次の中から5つ選択して下さい。

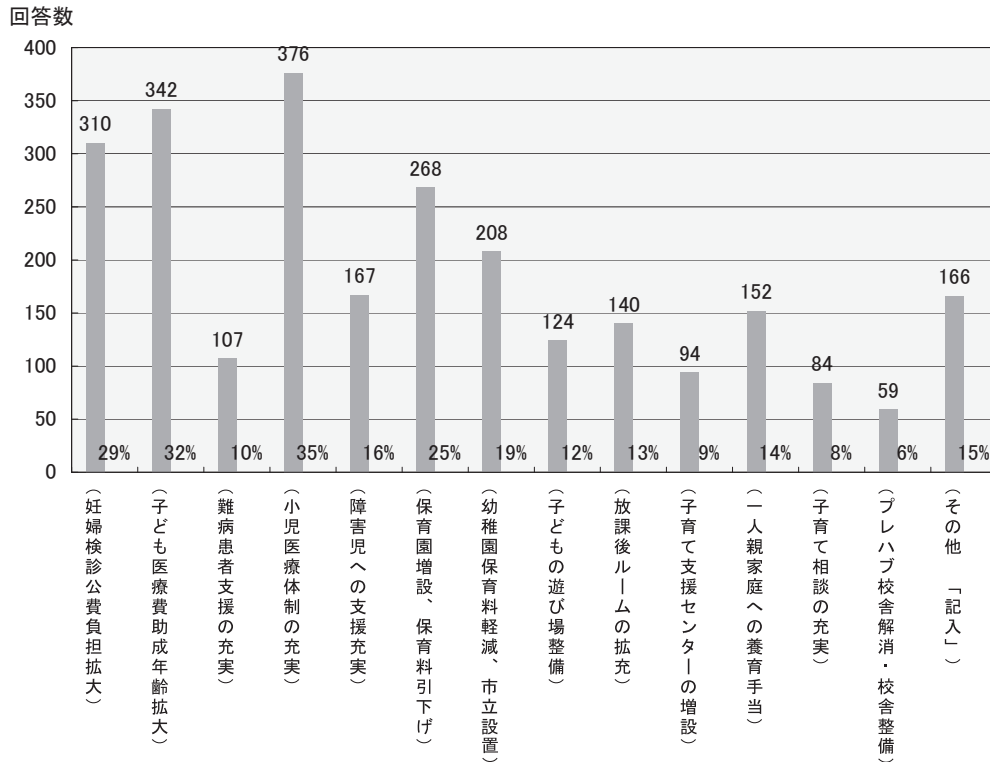
1. 医療の充実
2. 子育て支援
3. 在宅介護サービスの拡充や特別養護老人ホームの増設
4. 国民健康保険料の引き下げ
5. 介護保険料の引き下げ
6. 障害者福祉サービス利用料の引き下げ
7. 公園整備や緑地の保全
8. 30人学級の実現
9. 文化スポーツ施設の充実
10. 公民館使用料無料化、使用区分の見直し
11. 雇用の拡大、不況対策
12. 商店街の振興
13. 中小企業融資制度の改善
14. 農業振興や安全な食料の供給
15. 中高層マンション建築規制のまちづくり対策
16. 地震防災対策
17. 歩道や通勤通学道路など生活道路の整備
18. 信号機設置など交通安全対策
19. 駐輪場、バイク置き場の増設
20. 公共下水道や、排水路の整備
21. 防犯灯の設置
22. 市営や県営住宅の増設
23. 住宅の家賃補助
24. 三番瀬の保全、ラムサール条約への登録
25. 公害対策の充実
26. ゴミのリサイクル対策
27. その他



3 子育て支援の充実をという要望がたくさん寄せられています。

1. 妊婦健診公費負担の拡大
2. 子ども医療費助成制度の対象年齢拡大
3. 小児喘息ぜんそくなど難病患者支援の充実
4. 小児医療体制の充実
5. 障害児への支援の充実
6. 保育園の増設や保育料引き下げ
7. 幼稚園保育料の負担軽減や市立幼稚園の設置
8. 児童ホームや児童遊園など子どもの遊び場整備
9. 放課後ルームの拡充
10. 子育て支援センターの増設
11. ひとり親家庭への養育手当復活
12. 子育て相談の充実
13. プレハブ校舎解消や校舎整備
14. その他

具体的にどんなことを願っていますか。3つ選択して下さい。

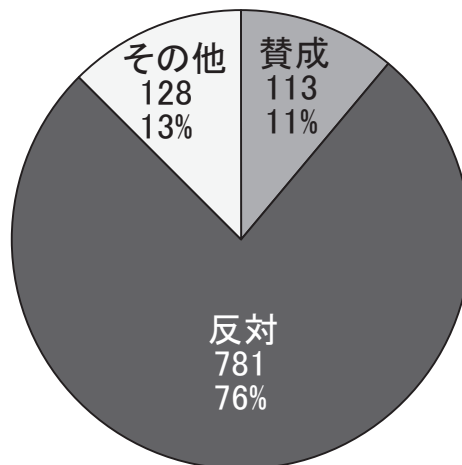


4 消費税増税について

「社会保障の財源不足を消費税増税で賄まかなうべき」と、政府・与党の議論が始まっています。福祉を良くするためと消費税が導入されて20年目となりますが、医療・社会保障は、どんどん悪くなっています。

07年度までに国民が納めた消費税額は188兆円。その一方、大企業に対する法人税等の減税額の累計は159兆円です。消費税は、大企業減税の財源に使われました。

☆消費税率の引き上げに

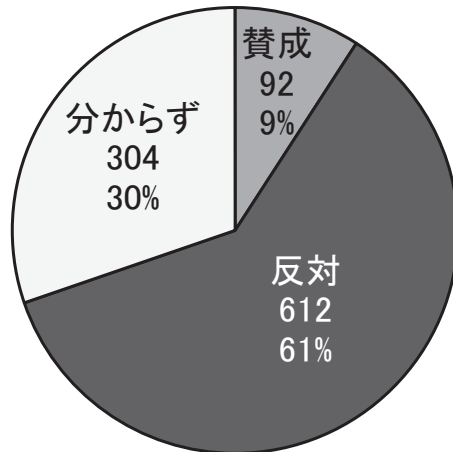


5 合併・政令指定都市について

船橋市は市川市・松戸市・鎌ヶ谷市の四市が合併して、人口160万の「政令指定都市」になったらどうなる?という研究会の中間報告書をまとめました。そして来年4月には「最終報告書」を出す、と言っています。中間報告書では「財政がわずかだが良くなる」としていますが、「国道・県道の維持管理費用」が算定されたら、負担増という「とんでもない話」になりそうです。

日本共産党は、国の仕事を「地方に押しつけるための方策」の一つである、合併・政令指定都市へという計画には反対です。

☆あなたは、この「合併そして政令指定都市に」という計画に

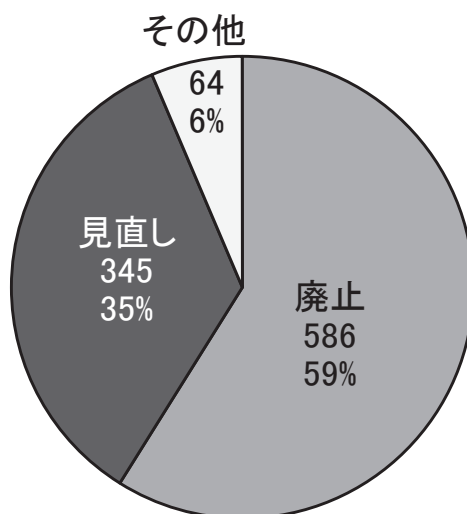


6 後期高齢者医療制度について

今年の4月から始まった「後期高齢者医療制度」は、全国に渦巻いた怒りの声に押されて「見直し」の方向に向かっています。

しかし、小手先の手直しや凍結などではこの制度が国民に受け入れられそうにもありません。参議院では野党4党の共同で「廃止法案」が可決され、衆議院に回されたまま「継続審議」となっています。

☆あなたは、この後期高齢者医療制度について

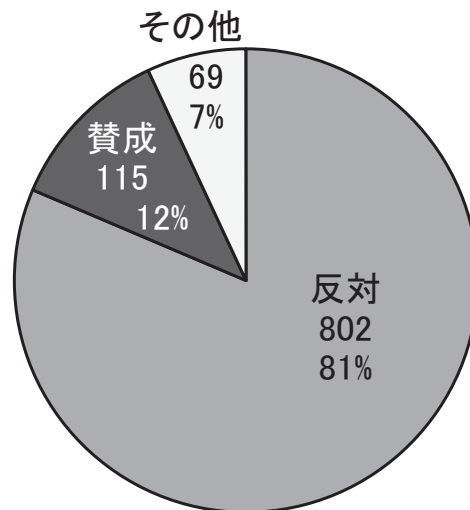


7 憲法改定（9条＝戦争放棄・戦力不保持）について

憲法改定を進めようとしている人たちの「思いの中心」は、「9条を変えて、軍隊を持ち、(アメリカの指揮のもとで)海外で戦争する」ことです。

それを先取りするように、自衛隊習志野基地にある部隊の「編成替え」も行われ「第一空挺団」と「特殊作戦群」が事実上アメリカ軍の指揮下におかれる「中央即応集団」に組み入れられるなど、危険な方向に進んでいます。

☆あなたは、憲法9条の改定に



☆そして、自衛隊の再編強化に

